

1 議 事 日 程 (第2日)

(平成20年第4回有田川町議会定例会)

平成20年12月16日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (24名)

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	橋爪弘典
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前 利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
14番	殿井堯	15番	浦博善
16番	林道種	17番	坂上東洋士
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中 正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
25番	亀井次男	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである (2名)

13番	横畑龍彦	24番	大岡憲治
-----	------	-----	------

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

5番	東武史	23番	竹本和泰
----	-----	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	福祉課長	星田仁志
環境衛生課長	河島一昭	住民課長	福原茂記
税務課長	赤井康彦	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
水道課長	山本満寿典	下水道課長	東敏雄
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長補佐	三角治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池 ■ ひろ子
------	------	----	---------

平成20年第4回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	浦 博善	①手話奉仕員の養成と手話通訳の配置を問う
2	楠部重計	①金屋第3保育所の完成見通しについて
3	岡 省吾	①石油製品（灯油・重油）購入に関する入札のあり方について
4	殿井 堯	①農業集落排水について ②下水道の今後の対策について
5	森本 明	①少子化対策の取り組みに期待する ②第3保育所の運営に関する基本的な方針は ③携帯電話所持について
6	森谷信哉	①有田川町のブランド発信はできているのか
7	西 弘義	①下水道2期工事について ②有田川の改修について
8	前ノ利夫	①中小企業を中心とした「緊急保証制度」について、当町としてどう 取り組むのか ②公共事業の積極的導入の実施計画の樹立と推進について ③林業活力化への具体的取り組みを質す
9	佐々木裕哲	①どうするのか、可燃ゴミの収集運搬業務の入札
10	竹本和泰	①中学生の海外研修について問う
11	坂上東洋士	①町内の小中学校の統廃合問題の行方と廃校舎の活用について ②清水町森林組合の職員採用のあり方について ③野生鳥獣被害対策における狩人に対する補助制度の充実について
12	尾上武男	①藤並駅の現況と計画について ②学校の給食センター化について
13	増谷 憲	①平成21年度予算編成方針について ②景気・雇用対策について ③有田郡市管内の医療体制の充実について ④国保資格証の発行問題について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

13番、横畑龍彦、24番、大岡憲治君から欠席の届出がありましたので、報告します。
ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、一般質問を行います。

配布のとおり、13名の議員さんから通告をいただいておりますので、順次、許可します。

…………… 通告順1番 15番（浦 博善） ……………

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君の一般質問を許可します。

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

皆さん、おはようございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので、私の一般質問を行います。

今、私が行っているのが手話です。

本日は、聴覚障害の方々も来ていただいておりますので、手話を交えて質問をしていきたいと思っております。

手話は、聴覚障害の方々を使用しているコミュニケーション方法であり、最近では、テレビでも手話ニュースや手話をテーマにしたドラマなどがよく放映されています。聴覚障害者や手話についての理解が高まっている表れだと思います。

また、本年10月25日、東京で開催されました第38回全国ろうあ婦人集会において、当町と縁の深い秋篠宮妃紀子様が、手話を交えたお言葉を述べられ、参加した皆様方は、皆さん感動されていたとテレビで報道がありました。紀子様は、大学のときに手話を学び、その後も聴覚障害者と手話、手話通訳についての資料を大切にされているそうです。

聴覚障害に限らず、さまざまな障害を持った方々が私たちの周りにいます。そのような方々を正しく理解し、互いに助け合える社会を構築していくことが行政の責務であることは申し上げるまでもございません。

聴覚障害の方々はその障害の特性上、健聴者とのコミュニケーションに、たいへんな苦勞をしています。口の動きから言葉を読み取る訓練をし、また、自分の口や舌の動きを

覚えて、声を出す練習を積み重ね、健聴者との会話に対応しています。しかし、皆さん、それがどれぐらいたいへんなことか、想像してみてください。微妙な口の動きから、言葉を読み取ったり、自分には聞こえない言葉を話すこと、これを口話と言いますが、並大抵の努力では習得できるものではありません。また、苦勞して身につけても、口話だけに頼った会話では、思わぬ間違いが起こり、問題を起こすこともあるそうです。

そこで必要となるのが手話であります。

私も8年前、社会福祉協議会が主催の手話入門講座に参加して以来、手話の勉強を続けています。まだまだ勉強途中ではありますが、少しは手話で会話ができるようになり、嬉しく思っています。

また、町内に在住の聴覚障害の方々が、今の福祉課には、課長を初め手話を使える職員さんが存在し、たいへんありがたいことだとおっしゃっていました。

当町においては、昨年、福祉課で手話入門講座を開催し、今、2年目を迎えています。住民の方々に手話を学んでもらい、聴覚障害者への理解を深めていくための取り組みであり、たいへんすばらしいことだと思っています。これからも手話に対する取り組みを続けていただき、住民の多くの方々に聴覚障害者や手話への理解を深めていただくとともに、庁舎内においても、福祉課だけでなくすべての課に手話を使える職員さんが在席できるような態勢づくりをしていくべきであると感じています。もしくは、役場窓口に手話通訳者を配置するなどの対策を考えていくことも大切であると思います。

声の出せない方々の声を聞き、耳の聞こえない方々にも平等に情報を伝えるために、当町における手話奉仕員の養成と手話通訳の設置についての基本的な考えをお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

今回もまた、13名の方からご質問をいただくことになっています。

まず、1番目の浦議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

視聴覚障害のみならず、すべての障害を持った方、本当にたいへんなご苦勞をなされていることは十二分に承知をしています。また、やっぱりこういった方々については、もう町民みんなで理解をしあって、助け合いながらやっていかなければならないことだと思います。

手話教室については、第1と第3金曜日の夜に金屋文化保健センターで現在も実施しています。今のところ、農繁期でたいへん忙しいので、参加者が若干減ったと聞いておりますけれども、たとえ人数が減っても、この手話教室というのは続けていきたいと考えています。

また、手話奉仕員の育成と手話通訳の配置等についてですが、手話奉仕員の育成につい

ては、こうした手話講習を受けた方々の中から奉仕員が育ってくれば、たいへんうれしいなと思っております。

手話通訳については、地域生活支援事業の中のコミュニケーション事業というのがございまして、聴覚障害者の方々が、必要とあれば、有田振興局へ手話通訳者をお願いしております。本日も傍聴席で手話通訳をしていただいているところであります。

また、役場へ直接来られた場合には、筆談と簡単な手話で対応できております。

手話通訳者の配置については、現在のところ考えておりませんが、今後、必要になれば、考えていきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

15番、浦、再質問をいたします。

まず、基本的な考えとして、町長様の考え方、非常にうれしく思っております。やはり聴覚障害者の方々には、住民みんなで助け合いながらやっていくべきだと、私も感じております。また、手話教室については、これからも続けていただくということで、たいへんありがたいと思っております。

しかし、本年の状況を私も調べさせてもらったところ、去年はまだ、かなり生徒さんも集まっていたみたいですが、本年に入ってから、かなり少なくなってきた、低調であるというふうなことも聞いております。私としましては、もっと広い範囲で、いろんな方法を使って住民の皆様方に発信して、みんなの参加を求めるとともに、やっぱりせつかく町の予算を使って行っている事業でありますので、職員様方ももっと積極的に参加していただいて、住民の皆様と一緒に学んでいただきたいということを申し上げたいと思っております。

また、手話通訳の配置について、今のところ考えていない、また今後の状況でということですが、これも、私の調べたところ、有田全体については、非常にこういう手話についての取り組みが低調というふうなことを聞いています。例えば日高とか、また海南、和歌山市などは、さまざまな取り組みをして、聴覚障害の方もそこに移住するというふうなかたちになっていまして、今、私たちも一緒に取り組んでいます事業についても、日高、海南の聴覚障害者の方と一緒に活動するようなことも多いので、取り組みについては、やっぱり有田川町ももっと積極的に一歩踏み出して取り組んでいってほしいということも申し上げたいと思っております。

その点について、再度、答弁を求めたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

現在、参加者が少ないのは、農繁期かなということも聞いていますけれども、もう一度、非常に大事なことでありますので、広報とか、いろんな手段を使って、その手話教室に参

加していただけるような方法をとっていきたいなと思っています。

また、できたら、職員のうちからでも積極的に参加をしていただけるように、課長にお願いをしたいなと思っています。

それで、海南とか日高郡よりも非常に遅れているという話でございますので、そこらへんももう一度調べさせていただいて、できるだけ、障害を持った方々に本当に便利よくやっていけるように、これからも努力をしていきたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

15番、浦です。最後の質問といたします。

町長の前向きな取り組み方、本当にありがたく思っております。これからも、手話関係の方々に対する理解とご支援をよろしくお願いしたいと思えます。

その中で、最後に1つだけ、町長にお願いごとがあるんですけども。実は、来年の3月15日に耳の日と申しまして、和歌山県の聴覚障害の方々がかきびドームに集まって大会を開きます。そのときに、開催場所の町長として、一言ごあいさつをお願いすると思うんですけども、そのときに少しだけで結構ですので、手話を使ってあいさつをしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問をすべて終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

3月15日、多分何も入ってないと思えますので、それは出席をさせていただきます。ただ、手話で全部あいさつをと言われたら。まあ、若干期間がありますけれども、全部は多分できないと思えます。それで、一言でも手話で、「ようこそ、いらっしやいました」くらい言えるように、その日までに習いたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

以上で、浦博善君の一般質問を終わります。

…………… 通告順2番 18番（楠部重計） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、18番、楠部重計君の一般質問を許可します。

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

18番の楠部でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思えます。

今回、私は、質問事項では1点、第3保育所の完成の見通しについてお伺いするものでございます。この件につきましては、特に、設計規模、建設の概要について、町長にお伺

いするものでございます。現段階では、21年度建築、22年4月開設という方向で進められております。既に今年10月には設計入札も済み、町当局、福祉課、保護者とも十分協議されていることと存じます。規模、概要はどのように考えておるのか、お伺いします。

旧金屋町の折ですけれども、昭和30年5月に第1保育所が開設されました。定員150名、約800平米でございます。それから、昭和47年4月には、定員60人ということで約740平米、第2保育所が開設されました。今回、私が質問している第3保育所については、昭和48年4月、定員60人ということで、当初は458平米でございましたけれども、308平米の増設により、現在、766平米に設置されております。もう既に35年も経過しているような状況でございます。このことにつきましては、旧金屋町当初から、たびたび何回か早期の建設を要望していたわけでございます。老朽化が進んでいるので、合併までに何とか建設をお願いしたいということでもございましたけれども、なかなか保育所の補助事業枠も藤並の17年18年で切れてしまって、町単の方で改築しなければいけないということから、財政厳しい折から長引いてしまって、35年にもなっているような状況でございます。

それで、このことから、地元では改築に伴う懇話会を平成17年の7月1日に発足いたしました。そして、その月の29日に改築促進委員会として発足して、今日に至って、町に要望活動を展開しているような状況でございます。平成18年1月1日、合併もございました。私は、直ちに当初3月に一般質問をさせていただきました。旧町から建設に対する町のご理解のもとに、積立基金の1億円をもって合併したわけでありませぬけれども。第3保育所の改築、早期に、合併しても取り組んでほしいということで、有田川町となって、町長初め町当局並びに議員各位の皆さんのご理解とともに、妙見池の1万1,000平米の約半分余り5,000平米を埋め立てて、第3保育所建設の方向で進めていただいております。石垣小学校への連絡道をつけることによって、バスが小学校の前まで着けることができる。また、池の堤の補強による災害防止。また、移転、改築により通所範囲が広がるという3つの利点を町長自らご提案をくださり、お話を聞いたことで、立派な用地も現在でき上がっております。本当に、ご協力をいただいております。今後の方針、設計入札ともども協議された今後の経過について、方針をお聞かせ願いたいと思います。

それから、今も申し上げましたように、保育所の移転、改築ということで、通所区域の範囲はどうなるのかと。現在、第3保育所では、3歳児から5歳児まででは32名が通所しております。ところが、21年度の入所状況をお聞きいたしますと、現在24名が総勢でございます。乳幼児、0歳児から2歳児が少ないのも事実でございますけれども、今後、0歳児の保育、そして保育時間の延長等なども協議することによって、まだまだ増える要素もあると思いますが、今後、場所の移転により、通所区域もたいへん広がったということで。まあ、小学校、中学校のように、通学区域の設定はされておられませんので、その点、今後の方針について、町の見解をお伺いいたしたいと思っております。

それから、3点目に、石垣学童保育との併設についてをお尋ねしておきたいと思います。

石垣の学童保育「つばさ」が、現在開設されて、保護者会によって運営されております。今年も、現在10名の児童が入っているようでございます。今、この議会で提案されました決算書を見てみますと、平成19年度で、放課後児童健全育成事業委託料として、藤並が19年度には56名、これを学童保育で40名、石垣が10名ということで、697万6,000円の委託料で保護者会が、県の補助も町の方ではございますけれども、こういふことで、児童の健全育成事業委託料として取り扱って来ております。また、旧金屋町では、シルバーが現在、学童保育を開設しております。現在、20年度では、石垣の学童保育「つばさ」では12名、シルバーで16名、藤並が81名、御霊が56名等々、小学校1年から3年生まで対象にして、旧金屋では、6年生まで保育されていると聞いております。今回、第3保育所設置に伴う町当局のご尽力で石垣学童保育「つばさ」を併設され、地域ではたいへん喜んでいらっしゃるようでございます。今後、共働きが増えていく中で、町の基本的な方針をお伺いするものでございます。

和歌山市でも、学童保育について、来年度から有料化するというところで、月々、保護者会から個人6,000円くらい集めているようでございます。しかし、まあ、和歌山市の方でも財政がたいへん厳しいということで、学童保育の利用者の方々に対して、有料化をして、月3,000円くらいいただきたいというような方向で進めているようでございますけれども、市の保護者では、突然、有料化と言われてもたいへん困るということで困惑していると、新聞等で掲載されておりました。この地区も、今後の町の方針はどうなっていくのか、お伺いをする次第でございます。

それから、この前にも一般質問させていただきました、第3保育所が新しくなって、通所の安全対策について、池が半分残っておるので、フェンスのお願いを安全対策として町で取り組んでほしいということで。フェンスができて、地域でも特に喜んでいらっしゃる次第でございます。しかし、22年度に開設するとしましても、新しい通所態勢になりますので、この点ひとつ、小学校なり、中学校なり、地元区とも協議して、事故が起こってからでは遅くなると思いますので。国道424がすぐ下を通っております。早い目に万全の態勢をできたらお願いをしたいと思っております。

これ、なんで今言うかと言いますと、金屋にあります道の駅ふるさと館が建設されましたけれども、そこがちょうど国道480号、それから歓喜寺松原修理川線、それから農道中央線と4差路になっておりますけれども。この当時は信号がなくて、たいへん危険でしたので、当初から議会の方でも何とかして安全態勢の信号等、あるいは安全標識、十分にしてほしいということでありましたが、それがなかなかできなかった、というようなことでございます。それから何年か地元の区なりにご協力をいただきまして、やっと信号がついたということで。信号がついても事故が起こらないとは限りませんが、度重なる事故で、やっと警察の方も信号をつけてくれたような状況でございます。当時、やっぱり事故が起こってからつけても遅い、それまでにそれなりの安全態勢をとっていただければ

しいということで、再三、言ったんですけども、そんなことでございますので、ぜひとも。まあ、町長さんも、吉原徳田線の町道などもたいへん水たまりが多くて、現状をご理解して下さっておりますので、今後、この保育園の完成の暁には、あるいは池の埋め立て後には、町道の再舗装ということで、それに組みたいというお話もございました。ぜひとも、安全対策上、道路の面なりの検討、あるいは国道424のところから始まりまして、万全の地元の協議、あるいは町での協議を考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、5点目に、保育所が移転改築になりますと、今回の入札に対して、跡地の問題ですけれども、これ、20年に開設されても、あとの問題をどうするのか。今回の入札に、さら地にする計画も入っているのではないかと私は思っているんですけども、その跡地をどうされるのか。今の入札の中に、さら地にする予算の見積もりがなされているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。それから、さら地にして、あと今後、どのような方向で進めて、跡地をどうするのかという問題でございますけれども、これは町の方で今、跡地をどうするという計画を少し持っておられるのかどうか。もし、まだ持っていないようであれば、どのように協議されていくのか。地域で協議して、町に要請しても、その方向に進めてくれるのかどうか。跡地の問題についても最後にご質問して、1回目の一般質問を終わりたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

楠部議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の、完成時期の見通しと設計規模、建設の概要についてでありますけれども。

完成時期の見通しについては、平成22年3月末完成予定となっております。

それから規模については、木造平屋建てで、面積は約570平米、約170坪であります。できるだけ地元の紀州材を多く使ったような構造にしていきたいと思っています。

第3保育所は、平成22年度から、0歳児からの入所を予定しておりますので、職員室・給食室以外に、乳児室と、2歳児からの保育室を4室、建設予定であります。細かい部分については、現在、検討中でありまして、現場の声も聞きながら決定をしていきたいと思っています。

現在の第3保育所、約32名が通所されていると聞いていますけれども、今回の定員規模は60名であります。

それから、通所区域の範囲はどうかということで。

これ、当初の計画からここへ持ってきた中には、もう当初の通所区域であれば、今建てても、恐らく10年後にもう閉めざるを得ないような状況に陥るということで、できるだ

けそういうことにならないようにということで、ここへ出てきた経緯がありまして。もちろん、通所の範囲については、全町からここに来たいという希望があれば、いつでもお受けしますし、また、勤めとかいろいろな関係で町外からも入りたいという方があれば、受け入れていきたいなと思っております。今後、関係区域の児童数の減少というのが、ほんまに考えられますので、広報とかいろいろな方法を通じて、児童の募集をしていきたいと考えています。

それから、学童保育の併設についてのご質問でありますけれども。

現在、石垣地区には「つばさ」という学童保育があります。ここも非常に手狭で、個人の家をお借りしているという話を聞きましたので、同じ敷地内に約70平方メートルの施設を建設する予定にしています。ただ、保育所とはフェンスで区切りたいと考えています。

それから、もう1つ、保育時間の延長とか、そういう話でありますけれども。これもまた、父兄の希望があれば、どんどんと実施をしていきたいと思っています。

それから、交通安全の充実についてでありますけれども。

この保育所へ行くのは、国道424号が通っています。これが平成22年、修理川地区、バイパスが完成しますので、若干、交通量が増えるのかなという感じもしておりますけれども。保育所へは保護者が送迎をしていただいております。計画では、給食センターから小学校へ通じる2車線の道、立派にでき上がっています。ここを通過して送迎を行ってもらえますけれども、この道へ止めるのではなく、保育所の中まで車で入り込んでいただくような計画をしております。それと、池のところを若干、小さな町道との交差点がありますので、できたら町道の方に停止線等々を入れて、交通の安全に万全を期したいなと思っています。

それから、ご指摘の町道の水たまり、これも、私も見に行かせていただいて、大きな水たまりができてきていることも、よく確認をしております。現在、応急措置で路肩の何カ所かに穴をあけて、水たまりを防いでいますけれども、保育所の用地埋め立てに対して大きなダンプカーが通るので、これができ上がってから補修をしたいというお約束を申し上げていますので、この方も速やかに補修の方向で検討していきたいなと思っています。

5番目の、跡地はどうするかという話でありますけれども、これは全く、今のところ、白紙であります。それで、また地区の方々とも検討を重ねて、跡地利用については、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

18番、再質問を行いたいと思っております。

ちょっと、通告していなかったんですけども、立つ鳥あとを濁さずということでございますので。僕ちょっと、入札へ、跡地をさら地にするところまで入っているのかなと思っていましたんですけども、入っていないということで。まあ、順番、後先になりますけれど

も、地元区も、跡地は今後どうされるのかとか、公園にしたらどうかとか、いろんなことも聞かれますけども、今後、地元でも——。これ、結局、建物の方針もまだ、さら地にするというのは全然決まってないわけですか。現状のままで、移転をするということであるということですね、今のところは。

——はい。それでは、また地元でも、今後の活用について、いろんなことが出てくるかもわかりませんが、よろしく願いをいたしたいと思います。

第3保育所、町長からご理解ある答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。規模の問題、通所区域の範囲、学童保育との併設、通所の安全対策の充実を、ということで質問をさせていただきました。今後、学童保育につきましても、先ほど質問しましたけれども、現在、今年の当初予算を見ましても、もう決算に引き続き697万6,000円という当初予算に委託料が決定されております。藤並地域につきましても、たいへん人数が増えて、2カ所で開設されております。まあ、増えることは、たいへんいいことでございます。県の補助も落ちないように、あるいは町も委託料が落ちないように、今後進めていくようお願いをする次第でございます。先ほども言いましたように、財政厳しい折から、学童保育に対する保護者の保育負担金、それに、和歌山市では、市では個人から市が3,000円ぐらい徴収するというようなことも載っております。それが現実化するような状況でもございますので、今後の方針をということでお聞きしたわけでございます。その点、もう1点、今後そういうことがないようにお願いをしたいのでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。この計画方針が速やかに実施して進んでいくように、町当局のさらなるご理解をお願い申し上げまして、再質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

跡地については、まったく今の現在では白紙でありますけれども、もうこれも長らく放っておくというわけにもいきませんので、また、地域の方々とも相談をしながら進めていきたいなと思っています。

それから、学童保育については、運営費については、もう藤並も父兄からいただいて、町から補助金を出して運営をしております。子育て支援の一環から言っても、町の補助金を切るとか、そういうことは一切、今後していかないように努力をしていきたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

以上で、楠部重計君の一般質問を終わります。

…………… 通告順3番 8番（岡 省吾） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、8番、岡省吾君の一般質問を許可します。

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

おはようございます。

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、燃料購入の入札のあり方についてということで質問させていただきます。よろしく願いいたします。

先般の11月27日に、石油製品の入札、これは灯油及び重油の燃料購入の入札ですが、この入札があったようでございます。灯油は、吉備・金屋地区の役場関係施設に、重油に関しては、金屋農村センターを初め、金屋地域の上六川小学校、小川小学校、石垣小学校、西ヶ峯小学校、五西月小学校、そして、修理川小学校の6小学校分だということでございまして、その契約期間が、平成20年12月1日から平成21年3月31日までの4カ月間の契約とのことであります。

地球温暖化が叫ばれている昨今ですが、本格的な冬の季節が到来いたしますと、当然ながら朝晩の冷え込みが厳しく、この時期、ストーブで暖をとる町関連各施設や小学校の授業中などは、とりわけ暖房の使用による燃料の消費も非常に多くなるものと推測するところでございます。

その石油、重油の燃料消費が多くなることで気がかりなのは、燃料の価格でございます。世界に目を向けますと、申すまでもなく、現在の世界を取り巻く情勢は目まぐるしく変化し、連日、テレビ、新聞等で報道されておりますように、アメリカから端を発した金融恐慌では、全世界の金融界、経済界に非常に大きな影を落とし、現在の日本経済においても、とてつもない甚大なダメージを与えております。加えて、今年は特に原油価格の急激な高騰が、社会問題として日本経済の景気低迷に大きな影響を及ぼしたことは記憶に新しいところでございます。今も日本経済は、底の見えない低迷の一途を辿っているわけですが、原油価格につきましては、現在、日に日に価格を下げ、ようやく落ち着き出し、平穏を保つ価格となりました。

しかし、このように危機的な、かつ、流動的な現在の世界情勢を勘案いたしますと、今後の原油価格の動向がたいへん気にかかるところでございます。私自身は、石油価格の現状や、今後の価格変動の予測について全くの素人でございますので、その道に精通した方のお話をお聞きすると、現在の石油製品の卸価格は、卸元にもよりますが、週に1回改正され、今でも価格が安定していないということでもあります。また、気候・気温の状況によってもその価格は影響され、暖冬ともなれば必然的に石油の需要が少なくなり、卸元商社の抱え込んだ在庫分をはき出すため、極端な値崩れを起こすことも予想されるとのことです。

入札落札業者は、利益を伴いながら、損失を出さないように適切な価格を設定しているものと思いますが、先ほど述べたように、流動的な現在の世界情勢のもと、石油・重油と

もに大幅な価格変動に見舞われた場合、行政側もしくは業者側のどちらかが損失を受けなければなりません。

行政として、長期契約にすることの合理性や整合性など、要因はさまざまあろうと存じますが、しかし、このように日々、価格が変動するこの種の入札については、諸々の状況を踏まえる中で、私個人の意見として、このたびの入札のような4カ月間という長期計画ではなく、今後は1カ月ごとの短期契約にするのが望ましいのではないかと思うわけでございます。

これらの件につきまして、町長のご見解をお尋ねいたします。

また、今回の、入札見積依頼通知書についてでございますが、もう少し余裕を持って通知できなかったのかという点もお聞きしたいわけでありまして。この依頼通知書の作成日が11月21日の金曜日でございました。大方の発送元にこの通知が届くのが翌22日の土曜日。土曜、日曜、そして、月曜日が祭日の3連休でしたので、入札業者が見積りを取ろうにも、卸元が土・日・祝祭日が休みの場合、27日木曜日の夕方5時半までの締め切りまで、見積作成期間が火曜、水曜、木曜の実質3日間しかなかったわけでありまして。入札の依頼期間については適切な期間であることは理解しており、また、単価に変動がないようなものであれば、この日数でも十分な期間なのかもしれませんが、しかし、少なくとも、今回のように入札の締め切りまでの間、祭日をはさみ連休となるような場合は、十分考慮に入れるべきであると考えますが、どうでしょうか。

この2点につきまして、町長のご所見をお聞きいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ガソリンを初め、重油、灯油、この半年間の価格の上がり下がりというのは、非常に激しいものがありました。この高騰については、本当に、原油が不足して上がったのではなくして、どうやら投機目的でやったということで、この陰には、だいた設けた人もあるだろうと言われております。現在、おかげさんで、もうガソリンについては、100円を切るところも出てきております。それにあわせて、灯油、重油も非常に下がったということで、これは学校とか役場のみならず、農業用にもたくさん重油なんか使っていますので、非常に喜ばしいことかなと考えております。

20年度の購入については、冬季、これ12月から3月、おっしゃるとおり4カ月間、今回は、吉備と金屋と、業者を一括して入札をしたという経緯があります。それで、その見積もり期間が少なかったのと違うかというお話でありますけれども。ご承知のとおり、間へ3連休を挟んだということがあって、実際、本当に業者の方にご迷惑をかけた部分もあったのかなということを理解しております。今後、このことについては、きっちり1週間くらい、その調整に取り組めるような期間をもって通知をしていきたいと思っております。

もう一度、21年度については、年間を通じて、20年度の使用料を参考にしながら、入札をしたいと思っています。ただ、あんまり頻繁に、1カ月分くらいにやると、非常に事務量も増えて。まあ、明恵峡温泉なんか大量に1カ所で買うところについては、1カ月の入札方式をとっているということを知っています。そこら辺りも、購入については、地区別によって量をもう一度精査させていただいて、できるだけ適当な期間で入札を繰り返すような方向でもっていきたいと思っています。

ただ、今回みたいな非常に上下の激しいときについては、やっぱり契約のときにある程度の緩和というのか、それは業者との間で話し合っていかなければならないのかなと思っています。今回の、この上げ幅、下げ幅というのは、本当に異常な事態でありましたので、そういうことも今後起こる可能性もありますので、いろんなことを参考にしながら、入札の期間、あるいは先ほど申し上げたように、業者が十二分に見積もりをとれるような日数を与えて、入札をしていきたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

ご答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

先ほどから申し上げておりますように、世界情勢は、日々、劇的に変化をしておいて、原油価格が今後、急激な高騰を見せた場合、当然ながら、その上がり幅で業者が大きな損失を負うわけでありまして。また逆に、極端な値崩れが起きて、安値をつけた場合は、その下がり幅を行政がふいに支出しなければならないという状況も出てきます。

聞くところによりましたら、入札で決定した金額については、価格の変動にとらわれず、4カ月間据え置きということでお聞きしております。このことについては、入札の意義から見ても、私自身、理解するところではありますが、しかし、短期間の契約であったら、両者痛みわけということで、まあ損失もお互い浅くおさまるところかなと思うんですけども、今回は4カ月という長期間契約ということもありまして、お互いがかなりのリスクを抱えることも予想されます。もし、今回、仮にこの4カ月の間で不測の事態が起きた場合、例えば入札額より価格が著しく上昇したり、また下がったりするような一定の上下幅を超えた場合は、状況に応じて業者との交渉の場を設けることも必要ではないかと思うんですけども、その点につきまして、町長のご見解をお聞きしたいと思います。

そしてまた、あまり細かく、重箱の隅をつつくようなことを言いたいわけではございませんし、また入札者の方からご指摘があったと思いますけど。今回の見積書の様式で、重油の方ですけど、重要な箇所の誤字が見受けられます。入札される方には、提出時に誤字訂正、書き間違いは、印鑑捺印の上、提出せよと明記しておりますけど、見積書の様式自体に誤字があったら、これまた本末転倒かなと思いますので、当たり前の話ですけども、今後、十分なチェックをお願いいたしまして、2回目の質問といたします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今回の入札に際しましては、あくまでも入札ということで、その価格を4カ月間守ってもらおうということで、入札しています。さっきも申しましたように、1週間の間に何十円も上がるとか、そういう事態がくれば、もちろん下がるについても上がるについても、また業者さんと話をさせていただきたいと思います。

それから、入札の様式に誤字があったということで、本当に申し訳なく思います。以後、そういうことのないように指導していきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

以上で、岡省吾君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

10時40分再開いたします。

~~~~~

休憩 10時26分

再開 10時42分

~~~~~

…………… 通告順4番 14番（殿井 堯） ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

一般質問を続行いたします。

14番、殿井堯君の一般質問を許可します。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせてもらいます。

まず、僕の質問というのは、有田川町始まって以来の大きなプロジェクトである下水。その下水に関連して農業集落排水と。今、1番目と2番目に分けて質問内容を提出させていただいていますが、この内容というのは、ほとんど同じことで、ただ補助金とかそういう面の違いがあって、下水の場合は国交省というふうな関連の、その違いだけです。

まず、1番目にあげている集落排水なんですけども、今、有田川町に5カ所あります。その5カ所に対しての平均の加入率というのは、だいたい65から70。10年ほどたつて、そういう加入率ということなんですけども。まず、それに対しての相乗効果、まあ、いろいろな面にありまして。家の軒数が、若い人の軒数が増えたり、そういう相乗効果というのは、大いに期待するべきものがあると。また、下水に対しての、あいたがわせのことがありますので、1番目と2番目がある程度合体して聞いていただきたいということな

んですけども。

一応、集落排水については、今現在5カ所で、その維持管理費に5,000万以上、町が業者に対して払っていると。有田連合組合という、そういう組合と契約していると。それでまず、その点について、その5カ所に対して、そこまでお金が必要であるのならば、もうちょっと方法があるのと違うかと。そのまま維持管理費を5カ所分払い続けるということは、年間5,000万という大きな損失を町がカバーせんといかんと。それに対しての合特法的なこと、2番目に下水で言おうとしている合特法的なことをやられると思うんですけども。まあ今、下水は、一般的に加入率の問題は、各議員が一番大事ではないかと、財政難に対して、たいへんなピンチを招かないかということで、同僚議員からも、ものすごい質問をされているということなんですけども。まず、そこらの無駄、なるべくなら一体化してやれる方法はないものかということなんですけども。その点について、まず、担当者なり町長にお伺いしたいのは、そこらを一括してどう考えているのか。今後、何十年後にどういうふうな計画をもって推進するのか。その1点をお聞きしたいと。

それとまた、2番目の質問であります。下水についてですね。

これについては、今、僕が最初に言うたように、合特法にのっとして、その法律にのっとして維持管理を委託するのか、それとも、今、一般入札というのをやっているように、各業者を集めて入札的なことをやるのか。それをどっちにとるのか。一応、合特法にのっとして処置処理をするのか、入札をするのか。その点もひとつ聞いておきたいと。

ただ、今現在、やっている下水は、来年の4月の1日から供用開始ということになっていきますけども、その供用開始に対して、その加入率の問題はさておいて、僕の今度の質問の場合は横の方から、どういう方向でそういう処置をするつもりでいてるのか、合特法に関しての具体的な、かんだ内容を、まず僕に対しても、諸先生方に対しても、一応説明していただきたいと。だから、下水に対して、今、一般的に今すぐやろうとしても加入は50、60と上がるわけじゃないです。たとえ100%の加入率を持ったとしても、下水の場合は絶対に黒にはなりません。100%の加入をやったところで、赤の状態です。それに及ぼす財政難に対して今後どういうふうな仕組みをやられるのか。

それと、農水と下水とに関連した問題なんですけども。

まず、今、仮に処理場を供用開始した場合に、今度2期工事をやると。その2期工事は大いに、その発展のためにやるということで、それも認められますけども、それをやることによって、その農水と下水の接続ですね。接続してやった場合に、今現在やっている農集の排水に5,000万を払っているのですけど、接続した場合には1カ所へ集めると。ただ、その1カ所へ集めるについて、地元の対策ですね。果たしてこの2期工事に、今やっているように、水尻辺りを開発した場合に、水尻の奥には熊井というのがあります。この熊井に農水がありますね。だから、そのときに、接続できるような状態で地元対策をしているのか。結局、その農水の5カ所で5,000万払っている部分を下水へ一括すれば、その管理は1カ所でできる。しかし、それに対する地元の受け入れ対策、万全な地元対策

を町としてとっているのかどうか。その点をお聞きして、最初の質問を終わらせていただきたいのですが。そういうことをかんで含めて、合特法は、まず、どういう法律かということ、担当者の答弁を求めるものでございます。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1 番目の質問であります、施設の維持管理と将来の下水道施設への接続についてということであります。

もともと、この農業排水と公共下水、国の管轄も違う中で始めたわけなんですけども。農業集落排水の接続については、地元と、あの公共下水道を建設するに当たり、ほかの施設のし尿は一切つなぎ込まないという締結も結んでいることも事実であります。ただ、間もなく奥徳田の施設、これはもう、あとわずかで満杯になってくるということも聞いていますし、また、ある程度年数がたてば古くなってきます。そういった場合、今度は、地元とそういう契約がありますけれども、もう一度協議をして、できるだけ公共下水の方へつなげていけたらなという考えを持っています。

この公共下水については、皆さん方からいろいろ厳しいご意見を頂戴しております。ただ、生活環境、あるいは若者の住んでいただける町にするためには、非常に大事な施設であるかと考えていますし、これをするることによって、若干、固定資産税等々あるいは住民税等々が増えてくるのではなかろうかと思っています。

この公共下水道の施設は、約 1 万 2, 0 0 0 人ぐらいの人口に対応していますけれども、この地域については、若干、人数も現在増えていますし、いっぺんにとはいかないですけれども、クリアできるのかなと思っています。ただ、農業集落排水にしても、1 0 年経過して約 7 0 % くらいしか加入率がないということで、今後この加入率を上げるについては、万全の努力をしていきたいと思っています。

それから、委託でありますけれども、旧吉備町、旧金屋町の農業集落排水施設の供用開始時期から、ちょうど、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる合特法というのが制定されまして、この合特法の趣旨について、農業集落排水には、町内 2 社の一般廃棄物処理業者、双方と協議を重ね、してきた経緯がございます。

一般廃棄物のし尿処理については、町長から認可を受けた処理業者がそれぞれ担当する区域内において、し尿を適正に処理する責任を担っており、その業務を遂行するためには、業者の経営の安定が大切であるという観点から、現在、一般廃棄物処理業者に委託しております。今年度までについては、有田支部長と委託契約を結んでまいりましたけれども、2 1 年度からは直接の合特法対象業者であります、町内 2 社との間で委託契約を締結した

いと考えております。

この汲み取りについては、やっぱり最後の1軒が終わるまでなくすことができませんので、そういった意味からも、この認可を受けた業者と今後、業務については締結をしていきたいと考えています。ただ、それでは言いなりかと言えば、そうではなくして、単価については、経費については、徹底的にこちらも精査をさせていただいて、納得いくような価格で受けていただくように、努力をしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

下水道課長、東敏雄君。

○下水道課長（東 敏雄）

合特法による、まあ説明というご質問であったかと思えます。

合特法による代替業務の定義について、抜粋してお答えしたいと思います。

合特法の目的と定義については、下水道法の下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法として、昭和50年に制定されたもので、下水道の整備等により、その経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生じることとなる、一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、あわせて経営の近代化及び規模の適正化を図るため、一般廃棄物処理業等の安定を保持すること、また廃棄物の適正な処理に資することとしており、この法律での一般廃棄物処理業等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による市町村からの許可を受けたし尿処理業者であります。この法律がいわゆる合特法であります。

この合特法にございます代替業務とは、自治体固有の義務である、し尿処理業務を許可業者に委託してきた経過の中で、下水道施設の普及に伴い、業務が減少、または少なくなる業務にかわる仕事を町が斡旋、提供する業務のことにございます。許可業者は、それぞれが担当する区域内において、し尿を適切に処理する責任を担っており、その業務を遂行するためには、業者の経営の安定が大切であり、町としては許可の重要な要件としてございます。

合特法も下水道法によって業務が縮小し、業者の収益が減少して経営が不安定となり、適切な処理に支障が起らないようにすることを目的として、資金面やその解雇となる従業員就職の斡旋、訓練なども含めての支援措置を講ずることとしております。町としては、金銭等による保障ではなく、町が必要とする業務を代替業務として委託するものであり、合特法の趣旨に沿いたいと考えています。

許可業者は、歴史的にも、それぞれが受け持つ区域において町長の許可を得た業者がし尿を適正に処理するという責任を担っております。

今後についても、適正に処理を遂行するため、そのため業者の経営が安定することが大切であり、町は許可の重要な要件としております。合特法も下水道事業により業務が縮小し、業者の収益が減少し経営が不安定となり、適切な処理に支障が起らないようにする

ことを目的としてございます。町としては、代替業務として処理業者に委託し、支援していくとしております。町の責務である一般廃棄物のし尿処理を、町としても今後も適正に処理していくことが、地域住民の清潔の保持の上でも、また地域の環境を守っていく上でも、必要であり、それが町としての責務であると認識してございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

再質問に移らせていただきます。

今、合特法に関しての説明を承りましたけども。その合特法によって、その業者を保護する。まあ、有田川町の町長の指定した業者ということですね。その保護するということ前提として、今度、下水道もやられるということですね。その合特法にのって契約することですね。そして、この農業集落排水もう10年ほどたっていますね。今、その農業集落排水は和歌山県の清掃連合有田支部と契約していますね。この合特法の説明を受けた趣旨に関して、有田連合組合との契約はおかしいのと違いますか。

まず、有田川町長が指定した業者を保護するための合特法であれば、その業者、2社ですね、今、有田川町にあるのは。その業者2社と、今まで既に、この10年ほど前に契約を交わしてなかったらおかしいのと違いますか。有田連合組合というのは財団法人ですね。この業者と契約を結んでいます、10年間。これ、1年間に5,000万の支払いをしていますね。合特法にのつとるのでしたら、この趣旨というのは、まず1番目におかしいのと違いますか。合特法を尊重してやるのでしたら、代替業務として、この2社に対して、あとの処理関係を委託するのが当然でしょう。ある団体と何十年も契約していますね。これに相反しませんか。合特法に対して。

そして、僕の2番目の質問の下水のことですけどもね。下水というものは農業集落排水と別個のもの、これはわかります。そして、地元の対策もわかりますけど。そやけど、最終的に僕が言いたいのは、無駄。3カ所、4カ所、5カ所あるんやったら、1カ所。こういう計画は、町が最初の推進するときを考えとかないと。悪くなってからの考え、機械類が悪くなってから一緒にしたらええんやないか、そういうんではなしに、最初の計画のときに。これは、やっぱり地元の対策として難しいものがあると思えますけど。よそから、そういうものが、わしのところへ持って来られたら困る。だから、それだけの数量しか受け付けないと、いうことであれば、それもう、将来的にずっとそういうふうな考えを持っていかなければならないということですね。だから、要するに、今この5,000万要っている。それは代替業務として考えましょう。そやけど、代替業務と考えて、今度は下水をやるときに、それも下水は単独でその業務を委託するというふうな格好ですね。ということは、いつまでたっても、農水の5カ所、そして下水の1カ所、ということは奪回できな

いと。受け入れ態勢がされていない。下水は下水の単独でいくということになりますね。いつまでたっても、仮に今、これ言うてる農業集落排水の場合、1カ所のポンプが悪くなったら、修理。2カ所のポンプが悪くなったら、また修理。維持管理費がかさむばかりと違いますか。いろいろ難しい点があると思います。だから、その点は考慮します。でも、僕は、これに関して、下水をどうのこうのというのではなしに、相乗効果というのは誠にあります、それは十二分に認めます。でも、そやけど、公共事業というのは、下水だけと違って、ほかの事業もありますけども。これはやっぱりプラスになるということとは全くないということなんですけど。

まあ、隣接の町に下水というのがあまりないので、和歌山市の森谷先生がその合特法に対して質問しているんですけども、その資料も集めて、一応まあ、研究をさせてもらったんですけども。最終的に、町として、下水の場合でも、農集の場合でも、今度4月1日から改めて契約しますということでした。というのは、要するに、合特法にのっとって、地元の業者と契約するということですよ。ということは、2社ですね。それでは、今まで、農水をやっていた、契約してやっていた10年間で何でしたん。下水、4月1日から供用開始でやるというのに、今までこの集落排水の契約内容というたら、連合有田支部。これは法人で、一団体ですよ。合特法にのっとってないですよ。その点、もう一度説明をしていただきまして、2回目の質問といたしますけども。

○議長（橋爪弘典）

下水道課長、東敏雄君。

○下水道課長（東 敏雄）

まず、第1点目のご質問の、清掃連合会有田支部と契約を結んできたのは、合特法に反するのではないかとということだと思います。

先ほど、町長の答弁にもございましたように、旧吉備町、旧金屋町の農業集落排水を供用開始前から、この合特法の趣旨を尊重するというので、町内2社のし尿処理業者と協議を重ねてまいった経緯がございます。そのときの相手方の契約というのは、和歌山県清掃連合会有田支部でございます。その経緯もございまして、今まで清掃連合会有田支部と契約をしましてまいりました。

清掃連合会は、郡内の各町長から許可を受けたし尿処理業者等が組織する法人でありまして、その組織からは、各処理業者に対して技術的な事項等を許可を受けた処理業者に指導してきております。そういった意味においても、有田支部と契約してきたことについては、法人というのは、この法人は、合特法による一般廃棄物処理業の利益、技術的な指導などをするための団体であることから、一概にも誤りとは言えないと思うのですが、平成21年度からについては、町内2業者との間で委託契約をと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

町内、郡内等々、問い合わせというか、私も調べてみたのでございますけども、もちろん合特法には、どこも契約せよというようなことは載ってございません。また、各方面に

も問い合わせたのですが、明確な回答を得ることができませんでした。県においても、この法人との契約を締結しておる部署もあるとのことであり、湯浅、広川においても連合会有田支部と維持管理の委託契約を現在結んでおるということでもございました。先ほども申しましたように、町内には町長が許可を与えた2業者がございまして、その点で委託契約というかたち中で、今後協議を進めながらいきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

その合特法の説明というのは、まあ、ある程度理解はできますけども。まず、4月1日から契約をやり直すということですね。間違いでなかったら、契約をやり直す必要ないでしょ。合特法にのっとって契約しているのですしたらね、別に契約をやり直す必要ないでしょ。と思いますけど。

それと、さっきから言うてるように、合特法の説明は一応もらっていますけども、最終的にね、その農水の5カ所、維持管理費を5,000万している。せっかく、今度、下水をつけて一ツ松の処理場を4月1日から供用すると。だから、そのときにね、そういう5カ所のその事情あります、5カ所の箇所を維持する経費を何とか。今すぐじゃないですよ。何十年後に合体して、そこの5カ所に要っているのを1カ所にした方が経費も、管理費も安くなるでしょ。それについては、地元の同意もほしいでしょう。「そんなもの、わしとこの区へよそのものを持ってきて、そんなもの、わしとこへ目をつぶれということとはできないよ」そういう不服とか、そんなんあるでしょう。でも、それはね、やっぱり、我々が町民として何している問題でありますから、なるべくなら。今すぐじゃないですよ、今すぐじゃなくても、将来的にそういう5カ所を管理して、今度、下水をやったら6カ所管理するということは、なるべくなら、なるべくならですよ、1カ所へ集められるようにしたら、経費とか、そういうのを、まず削減できるのじゃないかと。この下水については、工事費も、その設備に関しては、莫大な金額していると。なるべくなら、処理方法ぐらいは無駄のないようにやってもらえたらと思いますけども。

ただ、もう1点だけ、今まで、この組合と契約して違法でなかったら、別に4月1日から変える必要ないのと違いますか。その点だけ、もう1回だけ、お聞かせください。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

農排の接続については、今後、公共下水については、今の地域でクリアできるという中で、1万2,000人はクリアできるという中で始めた事業でありますので、今後、推移を見ながら、できるだけ無駄のないように努めていきたいなと思います。

それから、先ほどから何回も、清掃連合会有田支部と契約したのは別に違法でも何でも

ないと思いますけれども、ただ、町が認定した業者が2社ありますので、この際、もう一度、合特法の趣旨を見直した中で、この2社と契約を改めてやり直すということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

…………… 通告順5番 12番（森本 明） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、12番、森本明君の一般質問を許可します。

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

ただいま、議長の許可をいただきましたので、3点ばかり質問をさせていただきたいと思います。あまり大した質問はできませんが、しばらくの間、ご辛抱をお願いいたします。

一番初めは、少子化対策の取り組みについてでございます。

日本中の都市圏に近い通勤圏になるベッドタウン化、このことに特別な政策を講じている以外の地域では、我が町と同じく、少子化にさらされていると思います。日本経済も、皆さんご承知のとおり、疲弊の一途をたどっています。今では右肩上がりの時代を懐かしく、少子化対策に一番手っ取り早い効果が得られる企業誘致もままならないと思われま。子供を育てている親御さんの給料も、減額されることはあっても、収入増とはいかないでしょう。パート、契約社員は解雇、公共事業激減で土木建築関係で働いている方は仕事もなく、不安定な生活を余儀なくされ、お子様の養育環境は落ち込んでいると思います。

そこで、私からの提案でございます。

思い切った政策で子供さんの医療費全額負担制度はどうでしょうか。小学校、中学校合わせて、医療費約8,000万円要るようです。高額で、財政がついていけないのであれば、小学生の分、4,500万だけでもお願いいたしたいと思います。ほかに考えられる政策として、小中学校の入学祝い金の交付制度。出産3人目からお祝い金、現行25万円です。それにプラス25万の50万円を支給していただく。このような思い切った政策を他に先んじてやっていただくと、ありがたいと思います。町単独事業で、当初予算に計上したら、首長の人気は、今でも人気があるのに、若者から拍手喝采になることは間違いないでしょう。国内に、小さな村でも成功した事例もあるのですから、首長の決断ひとつで町が大きく変わり、近隣町村から入ってくる、魅力あふれる、将来有田の中核を担う町に変貌するでしょう。基盤整備も必要で大事なことと思います。しかし、若者のいない町には明日は見えないでしょう。私、勝手気ままなことをしゃべってしまいましたが、当局により考えがあれば、担当課長から発表してください。

それから、次に、毎年、効果が見えにくい事業を漫然とやらずに、すべての事業を見直し、財源確保をお願いするものでございます。また、最近、よいことに、麻生首相が、地

方が冷え切っているのです、地方交付税を増額すると言ってくれています。その財源も当てにしながら頑張っていただきたいと思います。

次に、2点目でございます。

保育所の質問については、午前中に18番議員から詳細な質問がございましたので、私から1点だけ聞かせてください。

来年建設される第3保育所もすばらしい用地が確保されています。また、12月補正に準備予算が計上され、着工を待つのみとなっています。そこで、入所園児は、地域が限定されないと聞かせていただきました。そうすると、保育所の延長線上にある小学校、中学校も自由選択になると思いますが、でき上がるまでに、地元通園エリアの住民の皆様は、早く説明会を開き、ご理解をいただく努力を惜しまないでほしいと思います。立派な保育所がいつまでも存続し、皆様に愛されるよう、がんばっていただきたいと思います。

これは質問になかったのですけれど、学童保育のことでちょっと聞かせてください。

地元には学童保育のところがあるのでバッティングすると思うのです。その点は、地元と話はあるのか。その辺と、もう1点、委託先について、なるべくなら、農村センターで成功しているシルバー人材センターを使ってほしいなど、私は個人的に思います。それだけでございます。

3点目の携帯電話の所持について、ご質問いたします。

小中学生の携帯電話の所持、取り扱いについて、お尋ねいたします。

今、大阪府知事の橋下さんの発言で物議を醸していますが、もちろん、当町でも禁止していると思いますが、かばんに忍ばせて持ってくる学生もあると思われます。また、ご家庭によっては、安全確認、連絡等に必要な場合もあるでしょう。

そこで、私の提案ですが、携帯にフィルタリングをかけ、有料有害サイトにアクセスできないようにした電話を持つように、保護者と教育委員会が連携し、正しい使用方法について、子供を守る必要があると思います。学校外のことは保護者責任と突き放さず、個々に相談にのり、進めてほしいものです。

その点について、当局の考えを聞かせてください。現在のIT、情報技術社会は、避けては通れません。幸い、我が町では大きな不幸な事案が起こっていませんが、転ばぬ先の杖になるよう、教育委員会や先生方もたいへんお忙しい中、誠に恐縮ですが、保護者との懇談に力を注ぎ、健康で健全な児童の育成にご尽力いただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

1点だけ、ちょっと、もう質問じゃないけど、議員が休んだ場合、披露してくれるけど、当局が休んだ場合は披露ないのですか。——そのへんだけ聞かせてください。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

森本議員さんの質問に、本質問にお答えする前に、ちょっと、ご指摘ありました。実は、

きょうは、社会教育課長、彼は腎臓を移植してしまっていて、定期的に病院に通院しなければならないということで、たまたま、その日がきょうになったということで、かわりに三角に担当として出席をさせております。ご了解をたまわりたいと思います。

まず、森本議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

少子化対策の取り組みについてでありますけれども。

非常に思い切ったご提案、本当にありがとうございます。若者を増やすということは、当町のみならず、これもう、県下的なことでございます。ただ、就職するための企業誘致、これが最も効果的なことだと思いますけれども、なかなか今すぐにこういった地域と言いますか、新しく増設するという企業が、なかなか見当たらないところであります。

先日も、粟生にあります清水プラントさん、ここ6カ月前までは、ぜひ増築をしたいんだというお話で来まして、いよいよ地域の方々とも協議しようかなということろまで来ていたんですけども、例の、先日からのいろんな、リーマンとか、世界大恐慌のあおりを受けて、やっぱり仕事が少なくなったので、当面中止にしてほしいという申し入れも来ています。

その一方で、また企業団地の1社が少し工場を増設したいと、これは今でも変わってないようでありますので、今後、用地に向けて、真剣に取り組んでいきたいなと思っています。

少子高齢化の、少子化に対する対策というのは、いろんな意味でやらせていただいています。乳幼児の医療にしましても、平成18年度から、3歳児までだったのを6歳児まで、これ県との協議の上で無料にさせていただいたし、放課後の学童保育、あるいは児童の手当て支給事業、それから第3子以降出産金支援事業ということで現在25万円、チャイルドシート購入助成事業等々、いろんな事業をやらせていただいています。

ただ、議員ご指摘のとおり、中学生まで無料にすれば約8,000万くらい、年間かかると言われています。それで、こういったこともあって、非常に厳しい財政の中でありますので、どこまで取り組めるかわかりませんが、とにかく、子育て支援については、今後も万全を期していきたいなと思っています。

たまたま、今の内閣が第2補正で2兆円の定額給付金、これは非常に不評であるようでありますけれども、それと同時に、道路特定財源の中から1兆円と、臨時交付金7,000億、これを地方へ配るといって、盛り込んでくれているようであります。さらに、2日ほど前の緊急記者会見で、さらに1兆円を地方へ配るといって案もありますけれども、これも第2次補正予算案でございますので、当初予算と平行して出すようでありますけれども、これも通るかどうかわからないということで、ぜひ通していただいて、地方の活性化につながるような、交付金であれ、交付税であれ、増額を期待しているところであります。

その中で、森本さんご提言をいただいたように、本当にこう、こういったときこそ思い切った施策を打つ必要があるのかなということで、我々も実施しておりますけれども、財政との駆け引きもありますので、そこらへんを見ながら、また対応をしていきたいと思っ

ています。

それから、効果の見えない事業について見直せというお話でありますので、今年度より、次年度の当初予算要求の資料として、各課から、今の事業に対する計画書、それから評価シートというのを提出するように義務づけています。これを参考にしながら、果たしてその事業がどのくらい効果があったのか、また、本来の目的、受益者、必要性、有効性等々について精査を今後していきたいと思っています。できるだけいろんな事業を見直して、住民のニーズに的確に対応できるように取り組んでいきたいなと思っています。

それから、第3保育所に伴う、保育園児ではなしに、中学校、小学校はどうかということでもありますけれども。もちろん、小学校、中学校も今後校区をはずして、希望があれば藤並の方が石垣小学校へ行きたいと言え、そのご希望に沿うようにやっていきたいと思っています。これは、今の現行法の中でも、変えなくてもやれるという話であります。ただ、それぞれの地域の方々が今まで石垣中学校を守ってきた経緯等とかがありますので、議員おっしゃるとおり、このことについては、保育所も含めて、いっぺん、地域の方と早急に、間もなく保育所の受け入れが始まりますし、新学期が始まりますので、地域の方々と十二分に早急に話し合いを持った上で、ご理解をいただけるならば、また石垣中学校へも、吉備、田殿、あるいはすべてのところから通学できるような体制を整えていきたいなと思っています。

それから、学童保育についてでありますけれども、現在、石垣地区には「つばさ」という学童保育がありまして、約10名くらい通っていると聞いています。このお世話いただいている方も、非常にもうしんどいんやということで、言われているそうでもあります。もう1回、そこの人とも話し合いを持ちながら、また、シルバーも含めて、委託の方法も今後検討していきたいなと思っています。

それから、携帯電話については、教育委員会の方からお答えをさせたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

森本議員にお答えを申し上げます。

第3保育所の運営に関する基本的なこと、ということでございます。

幼児期の教育、これは、町の教育委員会としても非常に重要だと考えております。また、学校基本法におきましても掲げられているとおり、重要な課題でございます。第3保育所の運営についても、所管課である福祉課と十分連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

通学区域につきましては、ただいま町長の方からご答弁がありましたように、国の方としても、文科省の方としても、弾力的な運用をなさいたいということになっております。本町におきましても、保護者と協議をしながら、就学区の変更を認めてきております。通学距離——これは自宅と学校との距離ですけど、そしてまた中学校におけるクラブ活動、こ

の事情においても、いじめや不登校などの個々の状況により、学校を選択し、就学していただいております。第3保育所の運営方針が整いましたら、主管課である福祉課と十分協議しながら、保護者のニーズにこたえていきたいと、そういうように思っております。

それと、携帯電話の問題でございます。

管内小中学校では、森本議員ご指摘のとおり、携帯電話の持ち込みは原則として禁止をしております。また、携帯電話だけではなく、ノートパソコン、そして携帯用の音楽プレーヤーというのがあり、これも授業には必要ない、学校生活には必要のないということで、学校に持ち込み禁止をしております。しかし、違反をして持ち込む生徒もおるわけでございます。そういった場合は、学校が携帯電話を保管して、親と寄りまして指導します。十分指導してから、そして親に携帯電話を返すと、そういう指導を行っています。

また、子供の登下校時の安全のための、GPS機能というのが付いた携帯電話がございます。それについては、保護者と個々に対応してございます。しかしながら、校内では、一切、使用を禁止いたしております。

携帯電話やネットにおける有害サイトの問題、これは、いじめにつながる書き込み等の事案、有田川町においても十分これは注意しなければならない状況にあると認識をしております。また、各学校のパソコンは、フィルタリングソフトを使用し、有害サイトへのアクセスができないように制限しております。しかし、件数は少ないものの、ほかの生徒を中傷するような書き込みがあり、サイトの管理人に削除を要請したケースもございました。もちろん、刑事事件に発展するような、脅迫じみた書き込みというのは、これはすぐ警察の方に連絡をするようにしております。

これまでも、校長会や教頭会におきまして、そしてまた教職員に対する研修を実施しており、児童生徒や保護者に対する啓発は繰り返してきましたが、この情報機器やインターネットは、日々進化しております。そのため、今後、事あるごとに指導していかなければならないと考えております。

また、国や県などから、さまざまな啓発の資料、ここに持ってきておるんですけど、これは、「ネット上のいじめから子どもたちを守るために」という国が出している冊子ですけど、これも全家庭に配っております。そしてまた、CD「5分で分かる情報モラル」これも全各学校へデータを配信をしております。そしてまた、「ちょっと待て、携帯にひそむ危険」ということで、これは、子供向け用と保護者向け用のDVDですけど、これも全部、学校に配送をしております。そしてまた、「制度上の諸問題について」これは学校長会から、県の資料ですけども、これも研修を常にやっております。それと、有田川町としても、独自で、うちの町の少年センターが作成した「許されないネットいじめ」これは保護者用と児童生徒用があります。これを、独自にうちが出しております。そういうふうに常に、引き続いて、こういういろんな啓発資料を持ちまして、引き続き活用して指導していきたい、こういうように考えております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

住民課長、福原茂紀君。

○住民課長（福原茂紀）

森本議員さんの質問の中で、いい案があればということでありましたけども、ちょっと、それをもってこちらへ出向くことではなかったのですが。先ほど、議員の質問の中に、医療費の、小中学生の、無料にせよと、自己負担分を全額補助をすればということも引用されて質問されていましたので、ちょっと担当課として、私の考え方を申し述べさせていただきます。

議員がおっしゃられたように、小中学生の医療費、3割負担の医療費を補助いたしますと、小学校で約4,500万、中学生で2,400万超、だいたい7,000万くらいが必要となります。これは、うちのデータは、国保からの推計であります。うちの方では、ちょっと社保関係がつかめませんので、あくまでも国保の子供さんを集計しまして、そこからの推計値でありますので、これはまあ、若干、誤差があるかなというふうに思っております。

また、当課では、少子化対策ということではありませんが、従来、県単の制度で乳幼児医療とひとり親医療制度がございます。これについては、県費2分の1、町費2分の1で、6歳までの子供さんとか、ひとり親の親子の医療費を助成しています。この分を合わせますと、だいたい医療費として5,200万ほどの医療費が必要です。2分の1が町費でございますので、2,600万余りということで、議員が言われました、小中学生を町単独で全額補助するとなりますと、約1億円の費用が、今後、毎年要ってくるということになりますので、私どもの課としては、ちょっと、現時点では、それだけの予算を捻出するのは難しいというふうに考えております。

また、これは国保であります。国保関係で、出産育児一時金というのを今現在35万円、出産されたお母さんに対して支払いをしています。これについては、国の施策の中で、また若干、改善をしていくというような話もございます。それだけ出産費用が高くなってきているのであらうと思いますが、そういったことについても、今後、検討していきたいと思っております。

何分、医療費、うちの課では、国保中心に医療費を担当しておりますが、一般や老人医療等、非常に大きく増加しておりますので、こういうことを申し上げて何なんですけども、現状を維持するのが非常に難しい状況にもなっておりますので、なかなか、新たな施策でというのは難しいというふうに考えております。

○議長（橋爪弘典）

ほかに答弁ございませんか。

——12番、森本明君。

○12番（森本 明）

12番、再質問いたします。

今、よく説明していただいたので、よくわかりますが、財政的に困窮を極めていると。しかしながら、麻生さんも、そういう、今、心強い言葉をいただいているところでございまして。まあ、何言っても、国のひも付きの施策だけするのだったら、有田川町のカラーというのが、私ないと思うんです。やっぱり、子供に対してでも、思い切ってやろうかという首長の意識がなければ、町も変わらないし、有田の中核をこれから担っていこうと思ったら、やっぱり、「有田川町ええことやってるな、若い子に」こういうようなことを出さなんたら、ちょっと弱いんじゃないかなと私、思うんです。そのへんの決意を聞かせていただきまして、私も、もう一般質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

決意ということでございますけれども。

まったく、議員おっしゃるとおり、若者が増えるということは、その町が発展することでありますので、子育て支援については、前向いた姿勢で今後検討していきたいなと思います。

○議長（橋爪弘典）

以上で、森本明君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時、再開いたします。

~~~~~

休憩 11時43分

再開 13時00分

~~~~~

…………… 通告順6番 26番（森谷信哉） ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

午前中に引き続いて、一般質問を続行いたします。

26番、森谷信哉君の一般質問を許可します。

26番、森谷信哉君。

○26番（森谷信哉）

皆さん、どうもこんにちは。

議長から発言の許可をいただきましたので、午後からの一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず、私、今回質問させていただくのは、前にも質問いたしましたけども、有田川町のブランドについての質問をさせていただきたいと思います。

3町が合併して、早くも3年を過ぎようとしています。その間において、役場の職員さんも各庁舎に配分され、職員さんの交流も進んだと思います。また、私自身も交友関係が飛躍的に伸び、新しい町の観光の名所や、おいしい特産物、また、町の発展を支えている職場にも、すばらしい技術を持ったところがあると教えていただきました。

ただ、私自身もそうなのですが、まち興しの各種イベントなどを町内の皆さんと行っていますが、どうも、広報の仕方と言いますか、宣伝があまりうまくいっておらず、ただの自己満足で終わっているのではないかと感じております。

確かに、職員の方も有田川町の情報発信をするために、全力で協力をいただいておりますが、まだまだ、有田川町に集客できる可能性はあると思います。そして、町長さんのお力で全国の棚田サミットも5年後には開催されますし、数年後におきましては、高野山において、大師1200年祭も執り行うと聞いています。また、今年の9月に和歌山県知事が清水地区に来ていただいたときには、知事の発言の中から、「市内から遠いところではなく、もっともっと近くなるように、引き続きがんばります」ともごあいさつをいただいたとも覚えています。地域の人々にとっては、たいへん嬉しい話だったと思っております。

私自身が思うことですが、現在は不況と言われていますが、景気の回復には、地方が元気にならなくてはならないと思います。そのためには、職場の確保、人の流通が必要不可欠だと思います。また、町内には、自身でホームページなどを作成して、商売や情報発信をして成功している方もいますが、中には、すばらしい商品をつくっており、技術的にはすばらしいのに、情報発信ができずに地域に埋もれている方もいると思います。また、自分でホームページを運営しては、なかなか広くリンクを張れずに、情報発信がうまくいかず、十分な効果が発揮できていない可能性もあると思います。

また、先ごろ、長野県の阿智村にある昼神温泉を先進地視察に行きました。そこで驚いたのが、観光施設の宣伝と集客方法でした。その方法は、一般の企業がイベントを行うときにポスターなどで宣伝を行いますが、それに協力して、無料宿泊券などを、入湯税などを用いて提供し、企業と協力して広報活動を行っている点でした。担当者の方に聞くと、やはり、「横のつながりとコストが削減された」また、「企業の各店舗がアンテナショップとなり、費用対効果が大きかった」とお聞きしました。

では現在、有田川町では、そのように町のホームページから、ふるさと開発公社とかなや明恵峡温泉へと利用者の方がわかりやすくつながっているかと言え、私の見解から言え、横のつながりが低いと言えます。利用者からすれば、公社もかなや温泉も同じ町の施設だと思っているはずで。

また、有田川町のホームページは、地域情報発信の意味でも大きなウェイトを占めていると思います。ただ、これは公共のもので、販売とか商売につながることはできないとは思っております。

現在の情報発信は、お金をかけるのではなく、工夫と、関係する皆さんのつながりが一番重要だと私は思っております。

そこで、今回は2点について質問をしていきたいと思います。

まず、和歌山県のホームページでは、県内1社1元気技術登録企業というページがあり、有田川町では、平成17年に楠部産業さんから始まり、今年の平成20年には坂口製作所まで、毎年、有田川町から1社ずつ選ばれています。しかし、有田川町にはもっとたくさんのお優良企業や、他所に誇れる日本一のみかんや山椒を生産している農家さんがあると思います。現在、町のホームページで情報発信している温泉施設などとあわせて、町のホームページで紹介していったらよいのではないかと思います。また、現在の経済不況の中、働く職場を守ることは、有田川町の発展にとっては企業誘致とあわせて、今後、最重要だと思います。

特に、山間奥地の清水地域には、企業誘致などは、今後難しいとも思っております。今ある職場を守る必要もあると思っております。今回の件についても、企業の営業努力だけでは厳しい現在、町としても誇れる職場として、企業を助けてほしいという切実なご意見も伺っております。今後の町のホームページにおいて、有田川町の魅力の発信として考えていただきたいと思っております。

2点目について、これは、今年の高石市の商工フェスティバルに行って思ったことなのですけども。現在は合併して有田川町になったのですから、同じ有田川町の特産品の宣伝やアピールをするのであれば、統一したユニフォーム、まず、はっぴなどをつくってみてはどうかと思います。また、これは会場にいたお客様の声ですが、先ほど言いましたが、町営であろうが、公社であろうが、同じ町の施設なんだから、宣伝をしている服を統一してほしいというご意見もいただきました。ぜひにも、早急に対応していただきたいと思っております。

以上について、町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

これにて、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

森谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

貴重なご提言を本当にありがとうございます。

町内の優良な企業やみかん、あるいは山椒、特産物を町のホームページで発信してはどうかというご意見でございます。まったく、そのとおりでございます。現在社会において、インターネットを活用した地域の情報発信というのは、ものすごく重要だということは十分認識をしております。

先ごろ、県情報化推進協議会主催の講演会で、葉っぱ産業による地域おこしで有名な徳島県の上勝町の株式会社いろどり、ここの横石さんという方の講演を聞いたという担当課の話では、地域の資源の力は5%ほどで、残り95%は、やっぱり情報や売り出す情熱、そういうものが非常に大切ではないかというような話をされたそうであります。

町内の各事業所においては、ほとんどのところでホームページを開設していますけれども、町のホームページで地域の優良企業、特産品、人材等を紹介しては、とのことでありますけれども、今後も正確な情報の収集、整理に努め、安全かつ適切に運用できる人材の育成に努めながら、町のホームページやQRコードなどの情報発信技術の活用を図ってまいりたいと思っています。

それから、2番目については、まったく同じ町内にありますので、公社であろうと、町のことでであろうと、まったく一緒に考えていかなければならないなと思っています。毎月、高石市の方へも、あらぎの里が売り出しに行っているという話を聞いて、その場でもやっぱり、農産物だけではなく、温泉の宣伝をしてはどうかという提案をさせていただきました。その結果、現在、高石市の方からも何人か、年間、あさぎりの方を活用してくれると聞いております。

議員ご指摘の、はっぴについてでありますけれども、今、町内にはいくつかのはっぴがありますけれども、これはもう旧町のはっぴで、まちまちのはっぴであります。今後、できたら町で統一したはっぴを21年度に作成する方向で、いっぺん検討してまいりたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに答弁ございませんか。

——26番、森谷信哉君。

○26番（森谷信哉）

先ほどの、2点目の質問に対してなんですけども、やはり、参加している皆さんが、自分らがただ行くだけではなくて、町のセールスマンだと思って取り組んでいきたいという、なかなか皆さん熱心な意見がありますので、それに関しては、できるだけ早急に対応していただけるように、よろしくお願いします。

そして、今のこれだけ不況の中、経営が苦しいときこそ、地元の人が皆、個人個人ががんばって、自分らの生活を守るためにとり行っていくと思いますので、それを助けるのが、やっぱり行政の仕事だと私は思っておりますので。まあ、先ほど、町長さんの答弁でも、一番うれしい答弁をいただきましたので、これ以上何も言うことはありませんので、今後とも、何とか町内の人々を助けるために取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

はっぴについては、21年度に、早い時期に作成するように全力をあげたいと思っています。

それから、もう1つ、言い忘れたのですけれども、この情報発信については、先月も実は、郵政省、昔の郵便局、今はもう民間になっていますけども、そことヤフーとが共同開

発して、この有田川町だけと違うんやけど、和歌山県の特産物をヤフーのネットへ放り込んでもらって、みんなで注文いただけるような仕組みを何とかつくりたいかということで、個人の方と共同でやろうということで、今、それも検討している最中でありまして。まだ、具体的には決まっていませんけれども、とにかく、ヤフーのネットへ載せてもらおうということで、先日も昔の郵便局でありますところへ行って、お話をさせてもらっている最中でありまして。また、詳細については、決まり次第、逐次皆さん方にご報告を申し上げたいと思います。

それから、もちろん地元の企業というのは雇用の場であるし、大切な企業ばかりでありますので、町もできるだけのご支援を今後ともさせていただきたいなと思っています。

○議長（橋爪弘典）

以上で、森谷信哉君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 7 番 20 番（西 弘義） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、20番、西弘義君の一般質問を許可します。

20番、西弘義君。

○20番（西 弘義）

ただいま、議長の許可を得ましたので、通告のとおり2つの質問をさせていただきます。

1点目は、下水道の2期工事についてでございます。2つ目は、有田川の改修についてでございます。

この1点目の下水道の2期工事についてであります。下水道法の制定がいつごろできたのか。それと、目的と定義はどんなんであったのか。浄化槽法の制定はいつごろできたのか。目的と定義はどうか。それと、下水道法と浄化槽法に大きな違いがあるのかどうか。この点について、まず1点目としてお聞きしたいと思います。

次に、2点目でございますけれども。2期工事の1戸に対して、どれだけのお金がかかるのか。このことですが、分母と分子を知らせてほしいということですが、これは、戸数分の工事金額で出ると思います。

なぜ、こういうことを聞くかということ、下水道法が先にできていると思うのですが、いつごろということは、また担当課長なりにもお答えいただけたらうれしいかと思うんですけども。浄化槽と下水道というのは、同じ目的をもってやっていると思うんですけども。

さて、この下水道も、浄化槽も、河川を守る、湖沼を守る、そして海域に対してこれを守る、このことを主としてすると思うんですけども。まあ、私の感覚ではそういうふうになっているんですけども、課長はどのようにお考えを示してくるのかわかりませんので、もう、ここはおかしてもらいます。

次、3点目でございますけれども。前回でしたかね、町長のお言葉の中に、十数年前に2期工事の調査をしている、それをもとに今のこの2期工事を進めておる、というようなこ

とはお聞きしたんですけれども。これ、10年一昔なんてことを言います。で、十数年前、そのときの調査をしているのんですけれども、そのときより人口増加が甚だしい、ものすごくあると思うんですよ。その中で、そのときの調査よりも、どれぐらいの戸数が増えているのか、教えてほしいと思います。

というのは、なぜ、このようなことを聞くかというと、この浄化槽法とかそういうのが変更になったと思いますけれども、今現在、建築基準法の中で、合併処理槽をしなくては、絶対に、絶対にですよ、新築の家は建てられないというふうな法律できていると思うんですよ。ていうことは、恐らく十数年前ということ、まず、この下水道法を改正するちょっと前ぐらいかなと思うのんですけれども、どれだけ戸数が増えているのか。この2期工事の中で増えているのか。となってきたら、この浄化槽の中で、合併処理を推進する国のやり方とこの地域、うち有田川町でありますけれども、この有田川町のこの中で、どんな違いがあるのか。町当局、どんなような感覚の中で下水道を進めるのか、それとも合併処理槽を進めるのか、ということもありますので、その点の中でお聞きしたいと思います。

次、大きな2つ目ですが、有田川の改修についてでございます。これは今までにも、何回となく同僚議員が質問しております。で、どのように進められているのか、今どのような感じであるのか、そのことを町長にお伺いしたいと思います。

1回目の質問は、このくらいにさせていただきます。

2回目は、ちょっと中身の濃いこともさせていただきますので。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

西議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず今回、下水道2期工事について、3つの質問をいただいています。

下水道法の目的と定義は、浄化槽法の目的と定義は、下水道法と浄化槽法の違いは、2期工事の1戸に対してどれだけのお金がかかるのか、分母と分子を知らせてほしいというのと、十数年前に2期工事の調査をしているが、そのときより人口がどのぐらい増えた推移があるのか、というご質問でございます。

まず、下水道法の法律の目的、定義については、下水道法では、「下水道の整備を図りつつ、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水質の保全に資することを目的とする」とされており。定義については、抜粋いたしますと、「主として市街地における下水を排除するために設けられる排水管、その他の排水施設に接続し、処理するために設けられた処理施設、または、これらを補完するために設けられた施設の総体をいう」とあります。

浄化槽法は、その目的として、「公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽による尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする」となっております。

下水道法と浄化槽法との相違点についてであります。両法律の目的事項等を抜粋してお答えをさせていただきたいと思っております。

汚水を処理する各種の汚水処理施設の計画的な整備や、一定水準の管理を確保するための法整備が制定をされました。その施設の代表的なものとして、昭和33年には、明治33年制定の旧下水道法にかわって現行の下水道法が制定され、昭和58年には浄化槽法が制定されています。

浄化槽法は、平成12年の改正において、し尿と雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽のみを浄化槽として定義をしております。下水道法は、国土交通省の所管で、浄化槽法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律は環境省の所管であります。

汚水処理施設の特性、機能等の相違では、下水道は、比較的人口密度が高い地域を対象に、管渠を面的に整備して、汚水を収集し処理いたします。合併浄化槽は、一般的に人口密度が低い地域等を対象に設置され、浄化槽法の適用を受け、管理者は主に個人となります。

放流水の水質に関しましては、下水道法と浄化槽法では、約40項目にわたる放流水の水質検査を実施し、合併処理浄化槽の管理は毎年1回の水質検査により確認されることとなっており、検査項目数、検査回数等によって大きな差があり、下水道法は浄化槽法に比べて、厳しく定められております。

下水道法と浄化槽法の主な相違点として主なものは以上でありますけれども、住民の誰もが快適な生活を送るための安全な水の供給と、河川や農業用水などの水質保全を図るために欠かせないのが、公共下水道や合併処理浄化槽を初めとする下水道整備であります。

2つ目のご質問にお答えをしたいと思います。

2期工事の1戸に対して、どれだけの事業費がかかるのか、分母と分子を知らせてほしいとのご質問であります。

2期工事については、事業費38億5,320万円、処理計画戸数は1,160戸であり、1戸当たりの設置経費は332万2,000円となります。

1期から3期までの事業費と設置戸数から割り出しますと、1戸当たりの建設費用は、総事業費154億3,502万8,000円に対し、処理予定戸数が3,274世帯であり、1戸当たりの設置経費は471万4,000円となります。

合併処理槽の設置費用でありますけれども、市町村型合併処理浄化槽の経費を参考に割り出しますと、事業費2,079万7,000円に対し、設置戸数が14世帯として、設置経費を割り出しますと、1戸当たりの設置経費は148万6,000円となります。

3つ目のご質問の、1期地区と2期地区の世帯数、人口の変化についてでありますけれども、1期地区と2期地区の世帯数、人口の変化についてあります。お答えいたします数値については、住民基本台帳に基づく数値でありますので、ご了解をいただきたいと思います。

1期及び2期事業対象区域の10年前の世帯数や人口におきましては、一部の地域にお

いて、1期、2期重複している地域もございますが、住民票による変化によりますと、藤並地区の天満、一ツ松、北筋などの1期事業対象地区の世帯数及び人口については、平成10年当時と比べ、世帯数で224世帯、人口では308人増えております。また、2期事業対象地域であります、高瀬、土生、水尻などについては、世帯数で227世帯、人口にして385人の増加であります。1期、2期事業区域を合計いたしますと、世帯数で451世帯、人口にしますと693人増えております。

さらに、下水道事業の基本計画を策定いたしました、平成13年当時に比べますと、農業集落排水地域を除く藤並地区の世帯数と人口の増加については、世帯数で725世帯、人口で1,401人の増加となっております。

合併浄化槽・単独浄化槽の数についてでありますけれども、1期地区である天満地区などの浄化槽の設置数は、1,753世帯に対して、合併浄化槽の設置数は375基、単独浄化槽の設置数については166基となっております、合併浄化槽と単独浄化槽を合わせた浄化槽の普及率の平均値は27.8%であります。単独浄化槽を除きますと、1期地区の合併浄化槽普及率は16.5%となります。

2期対象地区では、浄化槽の設置数は594世帯に対し、合併浄化槽の設置数は118基、単独浄化槽の設置数は73基となっております、合併浄化槽と単独浄化槽を合わせた浄化槽の平均普及率は32%であります。同じように単独浄化槽を除きますと、19.5%の合併浄化槽普及率となります。

明王寺や北筋など地区によって1期と2期が重複する地区もございますが、浄化槽の普及率については、ほぼ、今申し上げましたような数字になるかと思えます。

一方、1期地区と2期地区による便所の汲み取りの世帯数については、1期と2期地区対象世帯数2,504世帯に対し、汲み取り便所の世帯数が1,709世帯であり、率にして68%となっております。

下水道事業と合併処理浄化槽事業にかかる認識といたしまして、下水道事業も合併処理浄化槽も活性汚泥の伴う生物化学反応の働きにより、汚水を浄化するという点では共通点があり、システムとしては同じ範囲にありますけれども、施設の規模、地域性、求められる水質等の条件により、それに相当する施設が下水道であったり、合併処理浄化槽であります。

下水道は集合処理、合併処理浄化槽は主に個人処理であります。下水道と合併処理浄化槽は住宅環境や今後の整備状況など、地域の特性を考慮して、いずれを採用するか決定されるものであると考えております。

次に、有田川の改修についてであります。

有田川の改修について、その後の進捗状況はどうなっているのかというご質問であります。平成7年から、有田川工事実施計画、これは河口から金屋橋まで、延長15キロにより工事が実施されてきましたが、今年度この計画の見直し作業が、今行われているところであります。

有田川町内においても、以前からの継続事業で、平成18年度からも広域基幹河川改修事業として取り組んでいただいています。今年度も田口地区から長田地区で水制工、堤防強化、表土はぎ取り工を実施されていますが、まだ大部分の区間で堆積土砂の浚渫、樹木の伐採除去、低水護岸等堤防強化が必要であると思っております。近年、気候変動の影響か、今までにない時間雨量を記録するような集中豪雨が発生、また地域における土地状況の変化に伴い、短時間で急激な増水状態になることが予想されます。

このような状態に備えるため、また住民の皆さんの安心で安全な生活を確保するためにも、今後も早急な整備を各関係機関に強く要望をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

20番、西弘義君。

○20番（西 弘義）

町長のお言葉、丁重なるお言葉をいただいたわけなんですけども。

この下水道の2期工事の問題。まず、2期工事のことなんですけども。

下水道法と浄化槽法の違いというのは、要は、検査項目とかそういう違いが1点、まずあげられまして、それ以外は河川、湖沼、海域を守るということの中では、河川保護法とか、そういうのがあるということでは、恐らく同じ認識だと思っております。

そこで、下水道法というのは、浄化槽法よりも先にできました。下水道法ができまして、浄化槽法もできまして、後に下水道法も改正され、そして浄化槽法も改正された。この浄化槽法が改正された理由というのは、これは建築基準法の改正によるものだと思います。それ以前は、単独処理槽をもって浄化槽と言うておったと思うんですけども。これは、合併処理をする、その中で、建築基準法の中で、河川を守るという中で、この合併処理槽を国として推進したわけなんですけども。今、町長も言われたとおり、有田川町は密度の高いところであるのか、密度の低いところであるのか、これも考え直さないかんのじゃないかなと思いますし、また、うちの有田川町も、今のこの2期工事の中において、雨水対策というものも。僕も、この下水道の委員会の中へ入らせてもらった折には、この雨水対策というものも考えながら、両方考えながらやっていくんだというふうな言葉を聞いております。

その中で、汚水処理、それから雨水処理ってあるんですけども、この雨水処理をするということに対しては、合併処理の汚水排水、これは流すことはできます。当然のことながら。ですので、どっちが早いっていうのではないけども、両方をやってくれるのは一番うれしいことなんですけども、うちの町財政から諸々を考えると、まず、水尻とかそういう中で雨水対策とかそういうのが一番先なんじゃないか。その汚水の排水ということに関して、流せられるということを感じたら、一番そっちの方にものごとを置き、する方がいいんじゃないかと思うんですけども。これ、水尻だけじゃなくして、これから先、いろんな事業の中で、最優先するのは一体どっちなのかということも考えもていかなあか

んのじゃないかなと、こう思うわけでありませぬ。

それが、この下水道の2期工事についてという私の質問でございますので、町として、同じ排水するんやったら、汚水排水、これをするのか、それとも雨水対策する中で、合併処理槽の排水をもってするのか、このこと、2つのことを、管路をそのまま同時進行するのか、それとも単独の中で、これ、汚水じゃなくて雨水対策をするのかということをもお教え願いたいと思います。

それから、2点目のことなんですけども。これは、1戸に対してどれだけのお金がかかるのか、ということに対してなんですけども。これは、全戸が「はい、わかりました」というようなお言葉をいただいでの金額だと思ひます。そのなかで、例えば、その地域に100戸あって、その100戸が、全戸が加入してくれるというふうなお墨付きをいただいたならば、それは結構なことなんですけども。今、町長のお言葉にもありましたように、なかなかそうじゃない。合併処理槽、これを入れているところが多い。単独処理槽を入れているところが多い。その中で、これ、3点目にも入るんですけども、十数年前にこの2期工事のことに関して、1期工事は、もうそのまま今やってるわけですから、このことに関しては何も申し上げることはございませぬ。しかし、2期工事のことに関しては、やっぱり人口増加のことを考え、先ほども申し上げましたとおり、建築基準法が改正され、どうしても単独処理じゃなくて合併処理槽を入れなければ新しい家を建てられないと、そういう建築基準法の改正であったと思ひます。ですので、この方々が、今現在に至るまで、戸数がものすごく増えているわけなんですけども、その方々が本当に「よし」と言うてくれるのか、そういうことも、十数年前、一昔も前のことをごたごた言わないで、やっぱりちょっと、いいか悪いかというのが、町民がまず考えることであるので、やっぱり、「どうな」って言う、十数年前じゃなくて、「どうな」って言う言葉も聞いてみてはいかげなものであるかと思ひますよ。

その点、町長、お答えいただきたいと思ひます。

それから、大きな2つ目の、有田川の改修についてであります。

町長自身も防災のことに対して非常にお詳しいと存じております。まして、消防団員でおられたということもわかっていますし、同じ釜の飯を食うた、私も人間です。ですので、一番、町長はその防災というものをわかってきていると思ひますけども、長らく同僚議員も、幾度となく、これ質問させていただいて、本当にこの、町長、人命というのを考えていただければ、それこそ、県なりへ向けて陳情とか、そういうのを本気で腹を据えてやってくれるのかどうかを聞きたいのですよ。というのはね、町長、笑っている場合ではないですよ。これ、悪いけどね、もし万が一に、災害の折に、亡くなられる方がおられたら、これ町長の責任になりますよ。ほんまに。ですから、こういうことを、町民の方々から、そんなバッシングを受けられる前に、町長、ここにおられる議員さん連中がね、議員さんも、町民の命のことに関して、「わしは、いかんよ」と言う人は1人もおられないと思ひます。ですから、町長を筆頭人として、非常招集でもかまいませんよ、はちまき巻い

て行きましょうよ。それぐらいの根性を持ってくださいよ。そうじゃなかったら、この河川の浚渫とかそういうことに関してできませんよ。その心意気というのを、心構えというのを聞きたいのですけど。

2回目の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

西議員さんの2回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、雨水対策と下水とどっち大事かという話でありますけれども。

雨水対策というのは、あくまでも排水問題でありまして、たまたま下水道とセットになっているということで、今申請していますけれども、これも莫大なお金が要りますので、なかなか思うようには進められないと思っています。

その中で、新しく住宅密集地へ引くのが下水道法の目的かもわかりませんが、ある地域については、全く排水のないところがあると。それで、そこへ下水道を完備すれば、たくさんの方がこれからも建ててくれるというような見通しも持っています。それで、この下水道をやるということで、10年ほど前に、当時の全戸数にアンケートを取りました。その結果、90%以上の方が、ぜひやってほしいということで、これを始めたわけなんですけれども。1期工事につきましては、すぐ接続とか、それは別として、これも90%以上、分担金というのも納めてくれています。そういった中で、今、1期工事を始めて間もなく処理場も完成する中で、2期工事は、やっぱり続いてやっていかなければならないという考えを持っています。ご理解を賜りたいと思います。

それから、有田川については、やる気あるのかっていう、そういう一生懸命にですね、もちろん私じゃなくして、これはもう、有田郡市選出の県会議員さんも、このことについては、絶えず取り組んでくれております。そのお陰でと言うたら何ですけども、今までなかなか表土については、河川の外へ持ち出すことというのは長年なかったんですけども、今回、ある程度の量を出していただきました。これから、あと田殿橋まであと7,000立米、これも表土を出す予定であります。それでは十分かと言えば、おっしゃるとおり全く十分ではなくして、金屋橋から下については、ものすごく堆積というか、もう入っていくのも困難なような状況になっております。これはもう、先頭に立って、今後も陳情をかけて、できるだけ有田川の浚渫については、やっていただけるように、今後とも努力をしていきたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

20番、西弘義君。

○20番（西 弘義）

なかなか町長、お言葉をはぐらかすのがものすごく上手なので、びっくりします。

この下水ということの中でね、下水のことでよ、やっぱりね、町長、矛盾、何を言いた

いかということ、これは、汚水のことと、そして雨水のことと、僕も先ほど何回も言うているように、この雨水対策の管路の、管路というか開削であろうが、暗渠方式であろうが、これへ向けて浄化槽の水は流せられる、これ悪いけども、水尻地域には沼とかそういうのがたくさんある。ここへ向けて流すことは、まかりならんというのは、その言葉の中で「あかん」というようなことは出たわけですよ。で、そのことを考えれば、両方をするのがいいのか、ということなんです。莫大なお金をかけてする中で、何度も言いますが、今現在、合併処理槽というのは本当にたくさんやってくれているわけなんです。河川を守るためにと言って、ほんまに何度も言いますが、この建築基準法が変わりましたので、絶対にあかんという中で、こんなことになりましたので。

町長、やっぱり、僕が行政の方の立場の人間ではございませんので、そういうことはわかりませんが、立ち止まって、もう一回、周りをゆっくり見渡すということも必要な時期があると思います。この財政難の折に、突っ走るのも勇気なら、やっぱり少し立ち止まって周りを見てみるということも、これもまた勇気かと思えます。よろしくお願いします。

町長には、いろんな中で忙しい思いもしてから、いろんなことに向けて前向きに考えておられると思うんですけども。地域というか、一番先に町長が言われたように、この有田川町というたら密度の高い地域なのか、密度の低い地域なのか、これも考える余地があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、やっぱり2点目の問題ですけども。町長、県へ向けて行く折には、この26名の議員さんをひっ提げてでも構わん、「行く」そういうお気持ちを持っていたきたいなど。これ、人命にかかわることです。で、こういう中で、このような感じで一般質問させていただいて、町長が率先して「わかりました。します」このような言葉を出していただくということはね、やっぱり次の選挙のときにはすばらしいで、ほんまに。これ、「ノー」って言うてしまったら、とんでもないことになるんですけどね。やっぱり、地域の生活を守る、私は一生懸命しますという意味を持っていたいただければ、次、安泰です。お言葉をお渡しします。それを率先してします、というお言葉をいただければ、私は、次の、あなたをほんまに応援しますよ。ほんまに。

それで、自分の気持ちというのを、しかとお答え願ひたいと思ひます。

それで終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

力強いお言葉をありがとうございます。

有田川については、「28水」という、非常にこう、苦い経験と言ひますか、たくさん人命も失われていますので、これはほんまに真剣に取り組んでいかなければならないと、非常に重要な課題だとは認識しています。また、県へ議員さん26人全員一緒に行つてや

らというような温かいお言葉でありますので、ぜひ、そういう機会を設けて、皆さん方とともに再度県へ陳情に行きたいなと思っています。

それから、有田川町は密集地でないか、あるかという話でありますけれども。私は、この公共下水、2期工事も完成させて、有田川町はこの中紀で、少なくとも第1番の密集地になるような計画で進めてますので、そこらへんもご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

以上で、西弘義君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

2時5分再開でございます。

~~~~~

休憩 13時50分

再開 14時05分

~~~~~

…………… 通告順8番 9番（前ノ利夫） ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

一般質問を続けます。

9番、前ノ利夫君の一般質問を許可します。

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

歴史は繰り返される。世の中の鉄則でございます。

3番議員、12番議員、今、国際的な不況の波を背景に、いろいろと研究されました。

私も、今議会におきまして、中小企業を中心とした緊急保証制度、公共事業の積極的導入のための実施計画及び推進、林業活力化への具体的取り組み、以上、3点を中心といたしまして、質問を展開させていただきます。

2008年——本年でございます、8月10日、米国の低所得者向け住宅融資サブプライムローン焦げつきによる信用不安が急速に拡大、世界の経済、金融界をおびやかし、日米欧の中央銀行が計32兆円の資金供給で対応を始めましたが、事態は一層深刻の度合いを増している事実は、我が国においても極めて明白であります。特に、生産販売などを行う資本の単位組織である企業の中で、その規模が比較的小さいものを、昭和38年法第154号として成立の中小企業基本法に基づき規定されていることはご賢察のとおりであります。当然、中小企業への景気の風圧は、予想でき得ないほど激しいものと想定されます。

法第2条により、中小企業者の範囲及び定義が定められています。1項1、2、3、4、5項、小規模企業者について説明を求めます。同時に、当行政管内におけるこれらの事業数をお示しくください。

なお、この際、言及しておきますが、我が国の中小企業は、事業所数で全民間事業所の99%、従業者数で70%、工業生産、商業売上高では50%を占め、日本経済の中で重要な役割を担っているのです。

ここで注目しなければならないのは、法成立時点において、中小企業施策は、国の行うメニューに準じ、その範囲内で地方公共団体が施策を講ずるとされておりましたが、1999年——平成11年度改正により、第4条では国の責務を、第6条では地方公共団体の責務を明確にし、地方公共団体は基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

重ねて申し上げます。経営資源の確保が困難な小規模業者については、特に経営の状況に応じ必要な考慮を払うものとされており、今後の緊急保証制度が適切かつ速やかに適応されるよう十分な配慮をされたいと存じます。

今般の不況は、100年——一世紀に1回到来と言われていますが、1929年——昭和4年から1933年——昭和8年にわたり、持続したアメリカ発の経済の不況と沈滞の景気過程を言います。

その出発点となったのは、ニューヨーク株式市場の一大崩壊を初めとして、失業の累増や企業及び銀行の空前の規模の倒産を伴った。それゆえに、大恐慌とも呼ばれておるわけであり、それは、景気循環の好況局面における過大な設備投資が不況局面において設備過剰をもたらし、生産と消費の間に大きな不均衡が起こり、商品の過剰生産が一般化して価格は暴落し、企業倒産や失業が大規模に発生して、生産、雇用所得が急激かつ大幅に減少する現象であります。この事態がヨーロッパを初め世界各国に波及、ドイツ、イギリス、フランス、その他主要資本主義諸国は一斉に恐慌に襲われ、文字どおりの世界恐慌を出現、今より79年前の事象であり、特に、ドイツにおける不況脱出の対策の手違いがナチスドイツの出現を許し、第2次世界大戦の引き金となったのは歴史的事実であります。

温故知新、私どもは改めて、この時代における日本の状況に思いをいたさねばなりません。ヨーロッパ諸国と違って、日本には大恐慌の直撃弾は飛来しなかった。しかし、日本経済は、長く深い影響を刻むことになりました。既に1920年——大正9年、日本経済はあえいでいたのであります。その理由は、第一次世界大戦を利用して輸出超過国に転じ、金本位性から離脱したが、金解禁によって金本位性に復帰することが日本経済を正常化させる道だと考えたのは、経済学者を含めた当時の日本の世論であったために、政府は輸入需要を削減することを目標に、国内支出を切り詰めるため、財政の収縮を図るデフレ政策をとったのであります。このため、1924年——大正13年、1927年——昭和2年金融恐慌発生、中小銀行の整理、さらには中小企業とりわけ織物製糸の諸部門での企業倒産となって広がり、1929年——昭和4年7月に成立した浜口内閣は、1930年——昭和5年1月から金解禁に踏み切った結果、火に油を注ぐ状況に日本経済は深刻、異常な不況へと転落。物価の下落、株価低迷、鉱工業生産の不振、中小企業と農村の被害は筆舌に

表現できない極限状態となり、こうした社会的背景を基盤にファシズムと戦争への驚異が育ち覆い、結果、戦闘員だけで234万947名のかげがえのない尊い生命が失われた第二次世界大戦は日本歴史なのであります。

この教訓こそ、不況に対し、財政の引き締めを緩めて、企業の融資救済、雇用安定を強力に実施すべきだ、の一言に尽きるのであります。

私どもは、歴史の教訓に今ほど学ばなければならない事態に際し、国は、政局より景気を最優先、10月31日緊急保証制度枠を6兆円から20兆円まで3倍以上拡大し、その対象として、中小・小規模企業種類618業種中260万企業をカバー、また、セーフティネット貸し付けは、業種を問わず3兆円から10兆円にあわせて30兆投入、支援を打ち出しております。

具体的質問に入ります。

今回の制度の特色の1つとして、業種認定申し込みは、事業所所在地の市町村が担当し、市町村長の承認を受けることが第一条件となっています。当町においての開設以来の経過を回答ください。

認定書を交付されれば、保証利用ができるのか。今回融資の一大特色は、信用保証協会による100%保証、責任共有制度の適用を行わない、の2点が示されております。詳細説明を求めます。

申し込み期間の日時と期限。

いずれにしても、中小企業基本法第6条、地方公共団体の責務を全うし、住民を守ることに全力を尽くされたい。その決意をお聞かせ願います。

なお、ほかに、安全、安心の商店街づくりの応援、地域を担う中小・小規模企業の応援等も国の政策として打ち出されています。これらについても、関係各種団体とともに、町行政の立場から強力に参画実施されたいので、回答を求めます。

次に、公共事業の積極的導入の実施計画の樹立と推進についてであります。

歴史は示す、1の問題提起の中で、アメリカが第一次世界恐慌の引き金となったことを指摘させていただきましたが、同時に大不況克服に真っ向から立ち向かい、世界超一流国を築き上げたのは、時の大統領に就任。世に言う、いわゆるニューディール政策——新政策で、ルーズベルト大統領の経済復興、社会福祉増進のため採用した一連の革新政策であり、最も代表的なものとして、テネシー大渓谷の開発を基本といたしまして、農地対策、資源保護、金融機関救済、失業救済、完全雇用等々、15件が骨子となったとされております。まさに、経済福祉を根幹においた政策であり、今も見習わねばならないと考える次第であります。

また、戦後政治家の不世出の第一任者であります、列島改造の号令のもと、全国1日どこにでも行ける構想を、道路特定財源確立により完成された田中角栄総理は、財源の確保について、にぎり飯か柿の種かの3分間スピーチの中で、「目先のにぎり飯——当面の所得減税もさることながら、柿のタネ——企業減税をまき、木——国民経済全体が育てば、

おいしい果実——将来の所得税軽減がおのずから開けてくる」まさに、さすがであります。

今、まさに手法を変えなければ、国においても、特に格差の激しい我々のような地方は、活性化しないのではないのでしょうか。事実、わが町の決算資料、18年度、19年度比較を見ましたとき、歳出、工事請負費、18年度45億8,174万199円は、19年度26億3,722万9,512円、19億4,451万687円の減額、パーセントにして42.5%の激減であります。

高速道路の4車線化、藤並駅の特急停車。中核地域としての体系は、着々と整備されていますが、一般国道424号、480号の整備の見通しがいまだに立っておらず、県道、町村道に至っては、一部の地域を残し、まだまだと言わざるを得ません。この財源としての道路特定財源は、地域挙げて確保が絶対必要であります。当局の道路に対する構想を改めて具体的にお答えください。

生活安全対策としての有田川を中心とした河川改修、治山治水、低炭素化に向けての環境整備。口先だけでなく、着実に一步一步実施しない限り、全生態系の生命が守れないのではないのでしょうか。対応を聞かせてください。

不況克服、地域活性化のために、経済産業省が中心となった、本年6月経済成長戦略大綱を地方もしっかりと受け止め、分権行使の立場から、生活居住地第一線として設定されている有田川町長期総合開発計画の実施計画を早期にまとめ、先の提言のほか、第一次産業、商工業、観光、医療、介護等の社会福祉面での公共事業をより積極的に導入すべきであり、国は、今般21年度予算として計上を検討している地方交付税の増額を、機関あげて要求実現すべきであり、これは必ず地方活性化の活力となり、将来大きな実りを与えるものと確信する次第であります。

県と市町村の関係は一体でなければならないことは、地方自治法に極めて厳格に明記されております。ともに歩み続け、ともに協榮していく、それでなければ、自治の本領は達成されません。

最近の公共事業の激減は、一番の原因となっているのは否定し得ない事実ではありますが、入札を巡り、過日、知事は、ダンピング——いわゆる不当廉売でございます、が目に余るとして、「ダンピングは違法であり、これを許すと業界がおかしくなる。工事の質に支障が出ると大変だ」と指摘いたしました。これに対し、建設業関係は、「低価格でも仕事を取りにいく行為を無理にやめさせることはできない。もっと最低制限価格を引き上げ、業者が適正に利益を得られる制度に改正すべきだ」と反論、現在、デモ行為発生にまで及ぶに至っております。地元行政もこの事実を放置することはなく、地元業者、団体と話し合い、対応を決め、知事との胸襟を開いての対話を行うべきことを提案し、見解を求めます。

3番目の、森林活力化への具体的取り組みを質します。

9月議会に引き続き、毎度、毎度でございますが、一般質問の際、この問題を取り上げております。今度の回答につきましては、あやふやな、中途的な論議では、私たちは承服できません。具体的に、どのような対策を本気になってやろうとするのか、この際、町長、

副町長並びに担当課長の明確な答弁を、まず求めておきます。

物事にはすべて、限界という言葉がございます。本当に林業状態は限界を乗り越しておるのは、事実であります。我が町の面積は、ご案内のとおり351平方キロ。その90%は林野であります。人工林88%、これの活性化なくして地域の活性化はないということを、改めて申し上げたいのであります。現実には、あまりにも厳し過ぎます。

森本委員長の計らいによりまして、議員の一人として、去る11月26日、田辺市秋津野集落を研究させていただきました。その折、日高木協にも木材の状況についての勉強に行かせていただきました。町長、副町長、担当課長にその資料を提出しておりますが、何を置いても必要なことは、まず、間伐を徹底しない限り、良木は得られません。間伐の促進によりまして、何十年の日にちが経過したのですか。

具体的にお答えください。管内における山林面積のうち、間伐が今までに実施されたのは、どれだけの地域であるのですか。どれだけの面積であるか。はっきりとお答え願いたいと思います。

そして、これは、たいへんうれしいことでございます。

21年度より、来年度より開始される森林整備5カ年計画について、当町としてどのように具体的に取り組むのかを、先の議会でもお答えいただいておりますが、10月には既に、このことについて県条例が制定されておるはずでございます。これを受けまして、当町としては、今も申し上げました、今後この問題にどういうふうに取り組んでいくのかを、具体的に、詳細に、明確にお答え願いたいと思います。

また、森林整備は、林業基本法に基づき、その受け皿としての森林組合法により設立されている森林組合と行政との協調なしには目的効果を上げることは不可能であります。したがって、どう協調、同一歩調、今回の森林整備計画に生かしていくのかをお答え願いたいのであります。

また、地域に存在する国有林、旧清水地区におきましては、森林整備計画に基づきまして、日光国有林、津俣国有林を中心に、大々的な事業が来年から始まることは、私も営林局を通じまして調べております。

そのほか、いわゆる、旧清水町には、山林を中心とした、いくつかの財産区がございます。これらについてでも、放置するのではなくして、これは、独特の法人組織ではございますが、ただ行政としての話し合い、指導が絶対必要でございます。こういう問題について、どういうふうにご考慮されるのかも、この際はっきりしていただきたいと思っております。

次に、西ノ原木材加工場は、当該地域の木材を資源として加工、流通販売を目的として公的資金により設立されたものであります。足かけ3年の歳月が流れようとしておりますが、目的達成の道程はどこまで行っているのでしょうか。指名委託業者とのコミュニケーションが十分消化されているのでしょうか。聞かせてください。一日も早く、1本でも多く、地元林家の木材資源を購入すべきであります。その方策をどう考え、対応しようとしておられるのかをお答えください。

木材価格を確保するためには、伐採搬出のコストを下げるための努力は不可欠であります。このために林道の整備延長、拡充、さらには、これにつながる作業道、必要機具の整備も不可欠となりますが、その手だてと計画をお答えください。

何ごとにも、事業には中核が絶対不可欠であります。大規模山林所有者、自らが帰郷され、林業に従事されると町長より聞かせていただいております。歓喜に絶えません。町関係者あげてご尽力、ご教導を仰ぐ態勢を立て、林業活性元年を打ち立てねばならないと存じます。所見を求めます。

最後に、本当に厳しい中で、山を守るため献身されている林家、業者、従業員、製材所を含め、行政と話し合う組織をもち、活性化を足もとから一步一步進めることを提言し、質問を終わります。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前々議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、中小企業を中心とした問題でありますけれども。

これ、アメリカのサブプライムローンの破綻、それから、次に襲ってまいりましたリーマンの破綻で、これはアメリカ発世界大恐慌と現在なっています。その影響で、日本は、前に一回バブルを経験していますので、ヨーロッパ諸国よりもいくぶんかましだと言われてはいますが、大手企業については、もう非常に、臨時雇いの職員あるいは正規職員の削減が次々と今、打ち出されている最中でありまして。その中であって、恐らくこういった影響が末端の中小企業にも今後、多くの影響を与えるものだと思っています。

その中で今回、国の方が中小企業を中心とした緊急保証制度というのを打ち出しました。当初、6兆円の融資枠であったんですけれども、今度はまた、第2次補正で20兆円まで追加するという予定になっております。

その中で、緊急保証制度について、当町としてどう取り組むのか、また、受け入れ態勢についてはどうかというご質問でございますけれども。

制度が発足して以来、各商工会、金融機関及び町が相談窓口となっております。最終的に承認に係る事務については、産業課商工観光係の2名、それから清水行政局産業課1名の職員で対応をしております。議員ご指摘のとおり、本制度が10月31日に開始されて以降、業種指定の拡大がなされ、12月10日からは698業種となりました。本町では、12月10日現在で建設業を初め、5業種計34件の申請があり、すべて認定をさせていただいております。

ただ、認定をもらえれば必ず保証を利用できるのかは、認定を受けた中小企業者の方は、信用保証協会、金融機関で保証額、融資額等の審査がありますので、認定を受けたすべての方が通るとは限っておりません。

信用保証協会の100%保証について。対象業種の中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に、一般保証とは別枠で、無担保保証で最大8,000万円、普通保証で最大2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

申し込み期間は、平成20年10月31日以降、信用保証協会にて受け付けた申請から適用され、平成22年3月31日まで保証協会が申し込みを受け付けたものをもって終了となります。

安全安心の商店街づくり事業、地域を担う中小・小規模企業の応援の政策について。これらの事業は、地域の商工会等が事業主体となって実施されるものと思います。今後、具体的な内容が示されれば、商工会とも協議し、要望にこたえたいと思っています。

ただ、この保証については、なかなか、地方の銀行でありますと、貸し渋りとか、いろんなことが起こっているようであります。このことについて、またご相談をいただければ、銀行に直接、電話等々をさせていただくような態勢も整えておりますので、ぜひご相談をいただきたいと思います。

それから、公共事業の積極的導入と実施計画の樹立、推進についてのご質問でございます。

町内の道路整備は、議員ご指摘のとおり、高速道路の海南から有田インターまでの4車線化、また、それに伴う連絡道路の整備は順調に進められていますが、一般国道424号、480号の未整備区間の解消を初め、県道・町道においても、まだまだ整備の必要区間は多く残っています。

町にとりましても、道路網の整備は、地域経済の発展や、安全で安心な生活の実現のために不可欠な、最も基本的な社会基盤であり、重要な課題と考えています。

ご承知のとおり、国においては、道路特定財源が一般財源化される中、厳しい面にあると思いますけれども、必要な道路整備の財源確保に向けて、これまでより一層強力で国・県に要望していきたいと思っておりますので、議員各位のご協力もお願いをしたいと思います。

それから、県工事の入札については、指名競争から一般競争入札にかわり、設計額等について公表することになっています。公共工事が減っていることもあって、低価格での契約もあると聞いています。こうした中、我が町の入札方式については、今のところ、変更する考えは持っていませんけれども、今後、関係機関や建設業界と検討をしたいと思います。

それから、平成18年度と平成19年度の工事請負の差額、約19億4,000万減額、激減したということでもありますけれども。内容としましては、平成18年度分の45億8,000万円の中に、前年度からの繰り越しが5億4,000万円含んでおります。純粋に現年分を比較しますと、平成18年度分43億3,700万円、平成19年度分29億2,200万円であり、差額は14億1,500万円となります。

なぜこんなに減ったかと申しますと、その主なものは、藤並保育所、田殿小学校、清水行政局などの完了に伴うところが主であります。また、特別会計では、簡易水道で粟生簡

水が、平成19年度で完了したためであります。ほかに、公共下水道事業費の減となっているものであります。総じて、大きな箱物建設工事が完了したことによるものであります。

本町は、工事請負費等の普通建設事業費及び予算に占める比率は、平成18年度40億3,900万円と比較しますと、和歌山県平均14.2%に対し、本町は24.8%で、近隣市町村はもとより、県平均を大きく上回り、県下で5番目に位置し、非常に大きな事業費となっております。

本町は、合併して予算規模も平成16年度165億2,000万円、平成17年度185億5,000万円、平成18年度165億3,000万円、平成19年度170億3,000万円、平成20年度154億4,000万円、これは当初予算でありますけれども、非常に大きく、県下で小規模都市を抜き、第6番目となっております。その分、実質公債費比率は、平成19年度に19%を記録し、県下で上位に位置しています。しかし、これをピークに、公債費負担適正化計画を策定し、平成22年度には、16%台を目標に、かつ、平成20年度当初の所信で申し上げましたが、本町の継続可能、安定した財政構造を構築するため、事業計画に基づいた計画性ある事業実施を推進するつもりであります。皆様方には、ご理解とご協力を申し上げたいと思います。

公共事業の実施計画の樹立についてでありますけれども。

投資的経費である普通建設事業費の実施計画としましては、本町は、本年度、平成20年度は33億4,000万円、平成21年度以降3カ年計画として、平成21年度は32億600万円、平成22年度は26億円、平成23年度は23億2,000万円を計画しているところであります。

それから、道路に対する考え方ということでもありますけれども。

交通基盤整備の中で、特に道路網整備は核であり、市町村道の整備はもとより、主要県道、主要国道、高速道路の促進は、我が町の発展のバロメーターであると認識しているところであり、今後も推進のため、最大の努力をする所存であります。

有田川など河川に対する考え方及び治山・治水に対する考え方。この件は、防災の上においてもたいへん重要であります。治水・利水においても、我が町では、重要不可欠なものであると認識をしております。また、環境保全の観点から、クリーン運動などで、有田川や森林の自然環境を守るという意識の醸成を図りたいと考えています。

環境問題に対する考え方についてでありますけれども。地球温暖化防止、大気汚染や水質汚染等の公害防止は、徹底的に啓発などを含み、具体的に取り組まなければならない重要課題でありますし、本町は積極的にクリーンエネルギーの導入に取り組んでいるところであります。

次に、第一次産業に対する考え方。本町は、農林産業の振興を図る上において、30%を超える第一次産業の役割は非常に大きく、全面的な支援をしながら、第二次、第三次産業の導入を図っていかねばならないと考えております。

商工業・観光に対する考え方については、本町のまちづくりの基盤として、産業振興に

伴い、観光の振興を図り、町の活性化につなげていきたいと考えております。

介護・福祉に対する考え方では、福祉面ではありますけれども、ご存じのように、本町は高齢者率が非常に高く、過疎も進んでおります。しかし、最も重要なのは、だれもが歳をとるわけですから、安心して、老後をいきいきと暮らせるような福祉社会を実現したいと考えております。

次に、林業活性化への具体的取り組みについてでありますけれども。

ご質問のあった、金屋・清水地域での間伐事業については、平成12年度から16年度までの緊急間伐5カ年対策及び平成17年度から19年度までの緊急間伐3カ年対策における造林事業、治山事業、県単独事業等を合算した実績が5,471ヘクタールとなっております。人口林面積に対する割合は30%となっております。

次に、平成21年度より開始される森林整備5カ年計画とのお話でありますけれども。森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づく特定間伐等促進計画については、本年度中に策定することとしております。森林組合や森林整備法人、林業事業体などが樹立している森林施業計画における間伐の計画を基本とした平成24年度までの計画であり、必要に応じて変更の措置を講じるものであります。

次に、森林組合との協調とのお話でありましたけれども。町が策定している森林整備事業計画への施業の掲載や、森林組合が樹立する森林施業計画の請求に伴う認定、先ほど申し上げた特定間伐等促進計画の作成、その他の造林事業補助金等の交付事務におきましても、県関係当局とともに協調しなければ実施できるものではなく、今後とも関係機関との連絡調整を密にしていきたいと考えております。

なお、国有林につきましては、近畿中国森林管理局和歌山森林管理署が国有林の地域別の森林計画や国有林野施業実施計画等に基づき、多様な森林整備や森林保全を推進しており、また、公有林については、必要となる森林施業を実施しているところでありますけれども、今後も適正な森林の保持に努めてまいりたいと存じます。

次に、木材利用促進加工施設の指定管理者となっている清水森林組合との関係についてでありますけれども。年度当初に事業計画書が提出され、その後、中間の収支報告書や業務報告に伴う審査委員会の開催、最終の事業報告に至るまでの過程で、収支状況や原木仕入れ状況などの聴取を行っていますが、今後も高性能林業機械による間伐材の搬出量の拡大や搬出コストの削減、販路拡大等により、林家への収益還元につなげていきたいと考えております。

また、基盤整備としまして、現在町内において整備済みの林道については35路線で、総延長13万4,839メートル、作業道については82路線で、10万6,102メートルとなっております。現在、林道で2路線、4,205メートルの開設を実施しております。今後においても、林道開設事業を計画していきたいと思っております。なお、作業道につきましては、町において施工するものではありませんので、具体的な計画数値については申し上げられませんけれども、森林組合や林業事業体等による計画的な事業の実施を促進すると

ともに、県単独事業補助金の活用や要望がある場合の町単補助金の交付についても予算措置を検討してまいりたいと思います。

次に、必要器具の整備とのお話でございましたが、清水森林組合においては、平成16年度にスイングヤーダ1台、平成18年度にハーベスタ1台、平成19年度にフォワーダ1台を導入し、本年度におきましては、ご案内のとおり、議会の先生方のご理解を賜り、スイングヤーダ・ハーベスタ・フォワーダ各1台の林業機械を導入し、現在2セットの高性能林業機械が整備され、今後本格的に稼動していくところであります。

来年度以降の計画につきましては、今のところございませんけれども、最後に、大規模山林所有者が帰郷されるというお話がありましたが、そうであれば、たいへん意義深くありがたいことだと思っています。町としても、これまでの山林経営の経験に基づく精通した森林整備や林業振興に関しての幅広い知識等、いろいろとご教示を賜りながら、今後の林政業務に生かしていかなければと考えております。

前々議員さんおっしゃるとおり、この地域、有田川町の約90%が森林でございます。やっぱりこの森林の活性化なくして地方の活性はないという考え、私も同じであります。そのために、林道それから作業道。まあ、林道については、今2路線で実施計画やっている最中でありましてけれども、これが終わり次第、また新たに林道のご要望があれば、ご要望にこたえていきたいと思っています。

ただ、間伐については、非常に難しい面もございまして、まず、やっぱり、今の林家の方がまず先頭になってですね、これを、活性化に向けて努力をしていただかないと、林家の方がもう無関心に、「もうこれは、あかんよ」ということで、あきらめるようであったら、町がいくら骨を折っても前へ進まないと思います。まず、林家の方も一緒になって、ご協力をいただくのが一番、林業の活性の近道だと思っています。そのためにも、できたら間伐を通じて町で雇用を創出できれば一番いいことですので、何とかして、この間伐をもって雇用の促進につながるような事業がないか、今後検討させていただきたいと思っています。

また、抜かったところがありましたら、担当課から答弁をさせたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

前々議員さんからご指名いただきましたので、答弁を行いたいと思います。

前々議員さんの質問につきましては、町長の方から詳しい答弁がございました。ただ、私から申し上げます、前々議員さんの質問事項にもありました、最後の言葉ですね、やはり、この林家と従業員、あるいは製材、そういう方々と話し合いを進めるということは大事なことでございます。これについては、森林組合を中心にして、林家あるいは従業員、製材関係者、そういう話し合いをもつ場ということを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

前議員さんのご質問の中で、長の補足答弁をさせていただきます。

まず、中小企業基本法第2条及び5項の小規模企業者の件に関して説明させていただきます。

中小企業基本法、その第2条に中小企業者の範囲及び用語の定義というのがございます。法では、第2条、この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、概ね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとされております。それが、ご質問にありました1項の1、2、3、4ということでございます。

まず、1．資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

2．資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

3．資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。

4．資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。とされております。

続いて、この第2条の5項にございます、小規模企業者というものの定義です。小規模企業者とは、概ね常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。というふうになっております。

ご質問の管内にける事業者数でございますが、町内の事業者数は1,605あります。そして、そのうち、今申しました小規模事業者数1,406カ所、事業所という。で、率にしますと、87%でございます。ちなみに、この調査は、平成18年の事業所企業統計調査によるものでございます。

説明を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに答弁ございませんか。

——9番、前利夫君。

○9番（前利夫）

この破格的とも言える金額を、6兆円プラス20兆、保証制度で。これ、12日の国会

で、野党は否決する中、再議決して、財政的な裏づけもできておるわけです。

それと、中小企業を対象とし、3兆から10億に減らされておるわけでございますが。今も産業課長から具体的な説明があったわけでございますが。この地域であれば、もうほとんどが中小企業に属します。これは全国的にみても、20人以下の企業が全体で80%を占めているのは中小企業です。厳しい目に遭えば、ひとたまりもなく、つぶれてしまう体質を持っています。

しかし、日本はここまでなぜ伸びてきたか。まったく、手先の器用さ、勤勉さ、ものづくりでございます。ものづくりの基本をやっているのは、この小企業者が担っておるわけでございます。どんなに大企業が力んでも、部品等につけては、すべてが、自動車であれ、あらゆる機械部品であれ、中小企業の手によって産出されておる。これはまあ、現実でございます。だから、これだけの中で、これだけの思い切った金融政策を国もとらざるを得ない。

ただ、私も質問の中で申しましたが、問題は、本当に従来の融資のように貸し渋りです。それから、もうひとつ、甚だしいのは、貸してやろうと言いつても、前借の返済に充ててしまう。こういうことを、この30兆の資金の中でやられたら、これ、実際、何にもなりません。申し込んで、これだけの厳しい中で、現実にそういうような目にあったら、それこそ、体を張って家族、少ない従業員とともに厳しい中を闘っている善良な中小企業者の意識は、「そこまで俺たちを」という気持ちになってきて、これからの国の施策、ひいては、ともに責任を負わなければならない自治体の居住地としての責任、これはもう、たいへんなことになる証拠でございます。

事実、私も、この問題が発生しますや、私、こんな性格でございますので、ここで証明をもらって、そして手続きとしては、町長も言われましたように、とりあえず銀行へ行かなければならない。「すまんけど、前々さん、銀行へもついていってもらえんか」と言われたんですけど、「それは、あかん」と。「それは、もう我がで、先に行ってください」と。そして、銀行は取り合わないというのやったら、はっきりと国が文章の中でも謳っておりますように、私の質問に対して町長も答えていただきましたとおり、100%保証するというに保証協会はなっております。で、頼まれて、案の定、銀行は非常に厳しいです。そんな余裕があったら、余裕があるのであれば誰も借りに行きません。金を借れば、これ返さなければいけない。と同時に、必ず、安くとも利息はつきます。それでなくても精一杯の経営をやっている中で、そんなにそんなに優良な青色申告をやっている状況というのは、これはもう。まして、白色申告をやっている小企業者には、そういう状態が非常に多い。だから、銀行はいまだにきちっとした、なかなか扱いをとってくれない。私のように、ある程度基本的に状況がわかり、まあ生意気なことを言うて失礼でございますが、ある程度勉強しておる者については、次の手立てとは何かということはすぐわかります。保証協会へ乗り込むことです。

私、事実、行ってきました、保証協会に。保証協会ですら、なかなかこの趣旨は、係になったらわからんのです。とんでもない回答を職員がやっておる。私、こんな気ですので、怒鳴りつけてやりました。「お前ら、何な」と。「書いておること、これ、この文章は、一番の中心の、産業経済大臣から戻ってきた文章やぞ」と。「これへ書いておること、お前らの見解と全く違うやないか」と。そしたら、次長が、3階から降りてきました。私の声はそれくらい大きいので。「ああ、前々さん、すみません。早速、銀行に送り返します」と。実際はこういう状態です。

だから、私は言うのです。商工会や団体だけに任すのではなしに、3人の専門の方がついておられるのですから。やっぱり、難しいという状態が、それはもう、この行政という認定だけで町の任務は一応終わるわけです。ですが、住民を守らなければならないのは行政の役目でございます、これは。だから、「うまくいったのかよ」ということだけは、必ず声をかけてやっていただきたい。そして、そういう助成を積極的にやっていただきたい。保証協会と交渉してください。そうやなかったら、まさに絵に描いた餅になりまして、金の恨みというのは、命にかえられぬ恐い問題でございます。スムーズにいかんと、また国は大きなことを言うて人をだましたんかと、いうことになってきます。

その点、中小企業については、中小企業基本法によって、冒頭にも質問しましたとおり、地方自治体も責務があるのですから、十分にその点、職員にもきちっと徹底していただいて、そういう個々の声をよく聞いて、今度の場合は、本当にきちっとそれができる体制をつくっていただきたい。これは、私は何も無理を言うてるのではございません。やっていただかなければならない自治体の責務でございます。だから、この際、この点をきちっと、この資金問題については、申し上げておきたいと思えます。

根拠としたしまして、共有の責任は、今度はずすと言うておるのです。今までの融資は、銀行から、保証協会が不利一体の共同の責任の上でやってたんです。今度は文章の中できちっと、その制度ごとは、今度は適用しないということを明記しておるのです。だから、銀行はあかなんだら保証協会へ、保証協会があかなんだら、これ国民金融公庫まで行きますよ、この問題は。国金は必ず相談に乗らなければならないことは、国の金融庁から直接指令が来ております。そういう点を、よう勉強してくれているとは思いますが、現場できちっと把握して、万遺憾のないように、精力的に取り組んでいただきたい。

これは、今のところ34件だそうでございますが、事情を知りましたら、皆申し込んでくると思えます。林業はあかんということを、林業者はよく言います。そうじゃないんです。素材やとか、木工、製造、製材、そういう業種は、今申されました六百九十いくつかの業種の中にきちっと明記されております。農林中金があるから林業があかんのだという単純なやり方ではできないのです。法的にはそういうことになっておるのです。そういう点までを含めて、ひとつ十分な対応をやっていただきたいということをお願いしておきます。これもう、今答えていただかなくとも、後で一括して答えてください。

それから、この公共事業でございます。

片一方では、私も総務委員の一人でございますので、口あけたら、財政が厳しい中で、できるだけ財政を抑制せよということを、絶えずやかましいことを言う一人でございますが。しかし、町長、まさに時期が違うと思うんです、今は。もう、そういう緊縮財政をやっては、国も地方ももたないのであります。かつての世界恐慌の折、ドイツや我が国日本は、極端な統制経済対策を実施した。その結果、世界戦争に突入したというのは、歴史の中で証明されている。逆にルーズベルトは、徹頭徹尾、公共事業の拡大と、そして福祉政策。雇用、失業、両者一体をテーマとした積極的景気対策。これが、ルーズベルト大統領は、きちっとこの時点に取り入れた制度でございます。

そういう関係で、町長も一部答えられました、12番議員の。せめて1つはメインの、有田川町でなければできない仕事をやりなさいよと言われました。私は、財政がないんだというようなことで引き下がる時代ではないと思うんです。だから、国も、今言うたように、今度はもう小泉内閣によって最初5%、次から次へとずっと削ってきた公共事業を、毎年3%、3%。もう、今の場合は、そんなこといったら、もうもちません。それは、そら、率にしたら、うちは大きな下水道工事やっておりますよって、結構、県下の市町村に比べて、今でも予算も6番目ぐらいであれば、公共事業もまだこの予算を置かれておることは事実でございます。しかし、残念ながら、過疎地帯がその恩恵に浴しておらないのは、林業も含めて、状況でございます。だから、今度の公共事業の導入は、入札ひとつするのにでも、そういう地域を非常に積極的に取り上げていただきたい。

例えば、道路整備でも、何も国道、県道にまでいかなくても、へき地にはやっぱり、町村道というのは、極めて劣悪なところはいっぱいあるんです。後で課長、お答えくださいよ。確か、区長から申し出ている件数は、500を越しておると思うんですよ。そういうやつは小さいと思いますけど、きちっと整備していただくことによって、事務所への活力と潤いと希望ができてくるわけです。少子化の問題にしても、道路整備にしても、何も大きなことだけPRあるよって、私は提唱しているんじゃないんです。実際、本当に困っているところ、弱い人にですね、この際、思い切って光をあてる。

実質公債費、確かに町長も答えているとおり19%になっておることは、19%を超えたら、もうこれは危険ラインだということは、私自身もようわかっております。しかし、今の国の政策を国が推し進めていくのであれば、そんなことだけで地方をしばっておった分じゃ、これはまさに、絵に描いた餅です。だから、やっぱり、道路特定財源を一般へまわす中でも、1兆円は自由に公共的にでも使える、地方に裁量を任すということ。それから、言われた追加をどんどん出してきております。そうじゃなかったら、なんぼ大都市の一部が栄えたところで、そんなことは今度の極みでありません。しかし、ひどいのは、一番割りを食うのは、これはもう経験というよりか、実際そうです。どうあっても地方の片隅に追いやられたところは、そういう状況で、今言っておるのは現実の問題でございます。

今度は思い切って、やっぱり、これから時代を担っていく、12番議員が言われました、青少年、特に小中学生の育成やとかね、社会福祉の面では。今言うた公共の面では、そういう、日の当たらない場所へ日を当てる政策をですね、できるはずです。財源がないのじゃないに。考え方1つです。しきたりを破って、そういうことを公共事業の場合、大胆に導入していただきたい。これを2番目として申し上げておきます。

3番目の問題でございます。

さっきもお渡しいたしました。本当に木材の状況は、54年、私はいつも言いますように、今の現実には本当に厳しいものがあります。私は、最後になったって聞こうと思いましたが、あれだけの加工所ができたんですよって。せめて地元の林家の希望、「持ってきてくれ」「加工しましょう」それを1日も早いことやってほしい。はっきり申し上げましょう、課長。材料をお前、田辺から、日高から持ってきておるのじゃないんですか。このお前、御坊の市場から持ってきておるのでしょうか。持つてくるだけの力と集めるだけの力があるのであればですね、地元で工夫すれば、地元の林家から1本でも2本でも木を買うことはできるはずですよ。それを具体的にやらなかったら、どんな施設をこしらえようと、どんな補助金を使おうと、どうにもならないのは。一生懸命にがんばっております、今、指名業者委託をされております業者さんも、健康のあまりいい状態でないにもかかわらず、真剣にやっております。しかし、はっきり申し上げまして、その質問の中にもありましたとおり、その業者と直接の責任者であるところの清水町の森林組合、これとの間、本当にコミュニケーションがとれておりますか。これ以上、申しません。よく状況をやっぱり、従業員も含めて聞いてみてやってくださいよ。道は必ず開けてくるはずでございます。

私は、組合はどこがどうやとか言いません。今一番大事なことは、町長も言われましたとおり、林家も含めて、担当の指導や議会だけの意識改革じゃなくして、現場の意識改革が一番大事だということはよくわかっております。ただ、意識改革をやるためには、働きかけが必要でございます。まして、今の林家、ご承知のように、もうほとんどが高齢者です。私のようにね。高齢者というのは悲しいかな、口は結構立ちますよ、経験もしておりますよ。体力が伴わないんです。だから、自分が率先して、それをやっていこうとどんなに思ったところで、自分が車を運転して、森林組合の会合に呼ばれて、実際問題として、それにこたえられますか。そこまで来ておるのですよ、現場は。だから、やれるような態勢を、何とかしてくみ上げていただきたい。努力していただきたい。話し合いの場をつくるように、行政が努力していただきたい。集まってようもらえんのやったら、集落へ出向いて、近いところで、そういう話を行政がまずやっていただきたい。そこまで持っていかなんたら、意識改革をやれと言うても、肉体的にできるような状態でないところまで追い詰められているんです。

これを最後に申し上げまして、最後にもう一遍、町長の決意だけを聞かせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前々さんにお答えをしたいと思います。

まず、中小企業の緊急保証制度でありますけれども、議員おっしゃるとおり、やっぱりこの日本の大企業を支えているのが中小企業だと思います。それで、今度は国の方も、中小企業をつぶしてはならないということで、6兆円を20兆円まで枠を増やしたという経緯がございます。私も、この経緯については、経済産業大臣の部屋で、このことについては詳しく聞いております。それで、その中でも、やっぱりまだ、貸し渋りとかが結構出ているようでありますので、こういうことについては、今後、中小企業の方とも十二分に相談をして万全に対策をとっていきたいと思っています。

（「お願いします」と前々議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

はい。それと、公共事業の話でありますけれども。

先ほど前々さん、下水道あるさけってという話でありますけれども、さっき申し上げた数字には特別会計は入っていません。その中で、おっしゃるとおり、公共事業というのは、地域活性化の最も効率のいいっていうか、大事な部分であります。たまたま今回、道路特定財源のうちから1兆円、それから、臨交金で7,000億、それと新たに、また1兆円、これ地方へ使う。この前の2つについては、公共事業を主にやれというような話で、多分、下りてくると思います。そういったお金の使い道については、先生のご意見も十二分に聞かせていただいて、陽のあたらないところ、あるいは中・小学校とか、子供たちのために、何かいい方法、独自の方法がないか、そういう、来たのをほかでまわすのではなしに、その景気浮揚のために活用していきたいと思っています。

それから、林業問題、今の木材の低価格ということは、非常によく存じ上げております。その中で、やっぱり、少しでも間伐作業、あるいは、そういった木材の収集をしやすいように、林業等もですね、今後つけていきたいと思っていますし、公共事業の中においても、できるだけ地元の公共事業で建つ建設については、できるだけ地元の紀州材を使うように、設計の中にも盛り込んでいきたいなと思っています。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

前々議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今、議員さんからご指摘いただきましたように、各地域からたくさんのご要望をいただいております。実施においても、ほとんどできていないというのが現状でございますが、現状からして財政は無視できませんが、議員ご指摘のとおり、財政は

厳しい状況下にあったとしても、議員ご指摘のとおり実施しなければならない場合もあると考えるので、今後、懸命の努力をしていきたいと思っております。実施に向けて取り組んでまいります。

(「了解」と前々議員、呼ぶ)

○議長(橋爪弘典)

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長(中島詳裕)

私の方からは、木材加工所の運営状況をご報告させていただきます。

事業所が開始以来、3年がたつわけですが、17年度で156万円の赤字でございました。18年度が7万円の黒字。19年度で83万円の黒字となっております。20年度、中間、上期の決算状況でございますと、88万2,000円の黒字というふうにお聞きしております。

当初、木材加工所におきましては、非常に経営が心配されたわけなんですけど、森林組合にお聞きしますと、徐々にというか、軌道には乗ってきているということでございます。ただ、木材需要が非常に低迷している状況の中で、予断は許さないのかなというふうにも思っています。先ほど、議員さんの質問の中にも、林家にどういふふうにしたらお金が返る仕組みか、というふうなお話もありました。私たちも、非常にそのへんが、林家に所得が還元できるということが一番思うわけですが、今の状況では、まだちょっと厳しいかなと。ただ、これから、いろんな機械整備を図ったり、林家との話し合いを持つ中で、やはり山の手入れを林業の中核である森林組合に委ね、その中で、木材加工所で加工していく中で利潤を生んでいただいて、返していただくというような、当初の考え方に沿ったようなかたちで事業運営がされるように、森林組合とも十分、これからも話し合っていきたいと思っております。

○議長(橋爪弘典)

9番、前々利夫君。

○9番(前々利夫)

はい、もう結構です。ありがとう。

○議長(橋爪弘典)

以上で、前々利夫君の一般質問を終わります。

…………… 通告順9番 11番(佐々木裕哲) ……………

○議長(橋爪弘典)

続いて、11番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

11番、佐々木裕哲君。

○11番(佐々木裕哲)

議長の許可を得ましたので、私から質問させていただきます。

まず、このような姿で登壇させていただきまして、また発言させていただくことを、どうかお許し願います。

私から一般質問させていただくのは、通告のとおり、どうするのか可燃ごみの収集運搬業務の入札、についてでございます。

我が町の一般家庭ごみの収集運搬及び処理業務は、昨年4月より廃プラスチックごみ、また本年4月より資源ごみが、今までの随意契約から公募型指名競争入札及び指名競争入札が行われ委託運営がされているのですが、残る可燃ごみについて、どうするのかお聞きしたいと思います。

可燃ごみは、吉備地区において、昭和41年から現在まで42年間、金屋地区は、平成元年より19年間、清水地区においては、平成14年から6年間と、各地区において同一業者に随意契約され、今日に至っております。契約金額も3地区合計で年間約3,000万となっております。現在委託している業者は、長年献身的に問題もなくよくやってくれていることも十分承知しておりますが、開かれた行政改革ということを考えれば、いつまでも現状でいくことはできないのではないかと思います。3大ごみのうち、既に2つのごみが入札制度を導入している今日、町内から入札へと、公募入札へと持っていくべきではないかと思います。

この点につきまして、町長及び担当課の意見もできればお聞きしたいと思います。

第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

可燃ごみについても、一般競争入札をしたらどうかというご意見であります。

議員もご承知のとおり、今おっしゃってくれたとおり、これは古い歴史がありまして、吉備地区については約40年前から、当時、なかなかこの業務についていただく方がなかったと。区の方から無理にお願いをして、これを引き受けていただいたという経緯があります。

それで、廃掃法というのがありまして、随契できる根拠というのがありまして、この件については、地域の住民から異論とか不満がなければ随意契約しても違法ではないという法律も定められております。

ただ、一般、廃プラとかそういうことで、入札したら非常に安くなったということも事実でありますし、また若干、この問題についても、今スムーズにいつているのかなと思っ
ていたんですけども、若干、今、また問題点も出てきております。

それでまあ、そういったところも今後考えて、いずれにしても随意契約でずっといくということにはならないと思います。ただ、そういった古い、歴史的なものもありますので、そこらへんも今後十二分に検討しながら、入札の方向に向かって検討をしていきたいなど

思います。

○議長（橋爪弘典）

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

佐々木議員さんの質問に、補足させていただきます。

プラスチックは、平成19年、これもう、そのとおりでございます。そして、資源については、平成20年に入札を行って、その最低価格の業者と契約し、そして業務を行ってもらっているということでございます。

このことについて、少し町長もおっしゃっていましたが、残念ながらプラスチックの収集業務中にパッカーが自損事故を起こしたというようなこともございます。これにつきましては、その事故を受けまして、委託者会議というのを開会させていただき、そして、業務の遂行はもちろんですけれども、安全走行、安全な業務遂行ということで徹底しております。そういったことが少し問題であろうかと。これは端的に申しますと、業者間で非常に厳しい競争というのか、Aコース、Bコースというのがありまして、そういったことをやめるようにと。できるだけ早い時間で終わってしまうというような競走がありまして、それはやはり安全業務を徹底してくださいというようなことで指導させていただいて、現在に至っているというようなことでございます。

で、ここからは本題でございますけれども。

議員さんもおっしゃっていたように、長らく町にかわりまして収集運搬の業務をしていただいていると。で、この間、住民からの苦情、長い間ですから何件かはありましたけれども、非常に安定的に業務を行ってくれております。そういったことで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、安定的に業務をすることが一番だと。そのためには、その業務をするための委託費、これについても十分配慮してよろしい、というようなことであります。で、その業者について、経験とか、その業務執行の状況、そういったものが十分であると認めれば、これまた随意契約で締結してよろしいということでございます。

まあ、そういったことが廃掃法の中では規定されているわけですがけれども、町長もおっしゃいましたように、長らく、現在のようなエコとか、ごみ減量とか、いうふうなことがない、もう何もかも混ぜた、そういったごみの時代に、黙々と収集運搬をされたというふうなことでございますので、今しばらくは、燃えるごみについては、現体制を維持させていただけないかというようなことを考えておるわけです。

処理費でございますけれども、これまあ、比較対照するのは少し無理な点もあるのですがけれども。プラスチック、不燃ごみ、これを委託していますけれども、その委託して収集運搬していただいているトン数が678トンあります。内訳は、プラが380トン、それから不燃が298トン、合計で678トンでございますけれども、このプラ、不燃に支出している委託費が1,330万9,000円余りです。トン当たりになりますと、プラ、不燃の場合は1万9,631円ということになるわけです。そして、ご指摘の燃えるごみにつ

きましては、約3,930トンでございます。まあ、5倍ぐらいのそれですけども。ここへ出しているのは、2,977万2,000円。それで、これもトン当たり直しますと、燃えるごみにつきましては7,566円というようなことで、これは、単純に比較はできません。まあ、しかし、プラスチックに比べて4割足らず、という委託費でございます。

そういった意味で、一概に今の可燃ごみへ出しておる委託料が高いかどうか、というようなことも、私自身としては思っております。そういった意味と、今まで善良に業務をしてくれたというようなことでありますので、しばらくの間はこのままでお願いできないかということでございます。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

佐々木君、座ったままで質問してください。

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

再質問させていただきます。

第1回目の答弁、今まあ、町長及び課長が回答していただきましたけども。私は、なぜ、可燃ごみの入札をしないのかとお聞きするのは、現在、随意契約をされている金額が高いから、入札することによって、今までの入札のように安くなるのではないかということでは、決してそういうことは思っておりません。入札というのは、いろいろ今後の状況、将来の見通しということもありますので、入札をすることによって、逆に高くなることもあるかもしれません。

そういうことで、私は、この可燃ごみの収集運搬業務は3つの問題があると思うのです。

まず第1に、随意契約としても、さっきも言うたように、この業者はほんまによくやってくれております。私もよく、一応、方々に聞きましたら、問題もなく今日までやってくれてあるんですけどね。随意契約としても、——ここからなんです。同一業者と、現在まで、あまりにも長すぎるのではないかということなのです。四十何年間と言えば、もう少したてば半世紀です。そういう状況であるということ。まあ、清水地区は、まだ契約して6年ということは、これはまだ短いです。そんなにころころ変えるわけにいかないと思うんですけどね。さっきも言うたように、吉備の42年、金屋の19年というのは、公共の契約として、民間であれば別ですけどね、公共の契約としては、ちょっと長過ぎるのではないかと、私はそう思っているのです。

そして第2に、契約金額は、少額であれば別ですけど、今課長も言いましたように、今年度の契約は、この可燃ごみでは、吉備地区では1,398万、金屋地区では1,015万2,000円。まあ、清水地区は564万となっておりますけどね。まあ、この何千万近い金を、随意ですつとやっていくというのも、これもいかがなものかなと、私はそう思います。

そして第3目の、次の問題なんですけどね。廃プラスチックごみ、資源ごみ、可燃ごみ

と、こう3つごみがありますね。その3大ごみのうち、もう既に入札が、そら、いい、悪いは別として、入札という制度を、まあ、開かれた行政ということで、まあ、これもいろいろ問題がありました。ありましたけどね、町長の決断で導入したわけですね。我が町の今まで行ったごみに関する入札は、もちろん町長が前へパーンと出てね、報道関係にも取り上げられてね、県内外から注目もされました。また現在も注目されております。これだけ、ちょっと、まあ待って、ちょっと置いておくんだ、ということになってくるとね、「なぜかな」というようなことも、要らん推測も出て来ようかと思うんです。

そこで、私は提案したいんですけどね。ここで一たん随意契約を中止して、それで町内の方へ公募して、参加者がなければ、今現在やってくれている委託者にやってもらうのは、一番のいい方法ではないかと思うのです。しかし、「いつまでも、このままずっと続けられない」というのは、町長自身も恐らく心の中ではあろうかと思うんですけど。それだけ再確認して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

確かに44年、長きにわたって随意契約をやってきております。そのうちのですね、何年間か詳しいことわかりませんが、誰もする者がなかったという中で、今やっています。ただ、さっき言うたように、ほいや、このまま行くのかというのではありません。まあ、一般競争入札の方向で今後検討していきたいということでありますので、その点もご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

環境衛生課長、河島一昭君。

○環境衛生課長（河島一昭）

補足説明させていただきます。

町長答弁のとおり、検討させていただきます。

○議長（橋爪弘典）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

そういうことで、私も言うことは言いましたけど、まあしかし、これ、町長自身、一番、課長も一番心の中でわかっていると思うんです。まあ、とにかく一たんして、できたら今の業者がやってくれたら一番いいと思うんですけど。しかし、どこかで一たん、竹が節のあるように、一たん節を決めて、そこからまた再出発したらどうかと思います。

その点、よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

以上で、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会します。

なお、23番、竹本和泰君からの一般質問は、明日、12月17日、水曜日、午前9時30分より開議します。

本日は、ご苦勞様でございました。

~~~~~

延会 15時46分